



平成30年5月26日
見守りセンサーについて説明
を受ける加藤大臣

テクノロジーの活用による介護現場の革新を目指して

厚生労働省老健局 介護ロボット開発・普及推進室室長補佐
経済産業省製造産業局 産業機械課ロボット政策室室長補佐
平成30年8月23日 田口 勲



平成29年7月4日
移乗アシスト装置
古屋副大臣(当時)



平成29年7月16日
移動アシスト装置
塩崎大臣(当時)



平成29年9月15日
移乗アシスト装置
高木副大臣



平成29年11月30日
着衣アシスト装置
高木副大臣



平成30年1月16日
排泄予測アシスト装置
大沼大臣政務官

自己紹介 田口 勲

平成12年4月 労働省入省

職業能力開発行政（主に技能の振興、能力評価）と

労働基準行政（主に労働安全、労働衛生、労働基準監督）を担当した後、

平成26年4月 外務省 在中華人民共和国日本国大使館経済部 一等書記官

平成29年5月 厚生労働省老健局 高齢者支援課 課長補佐

平成30年4月 同 介護ロボット開発・普及推進室 室長補佐（併任）

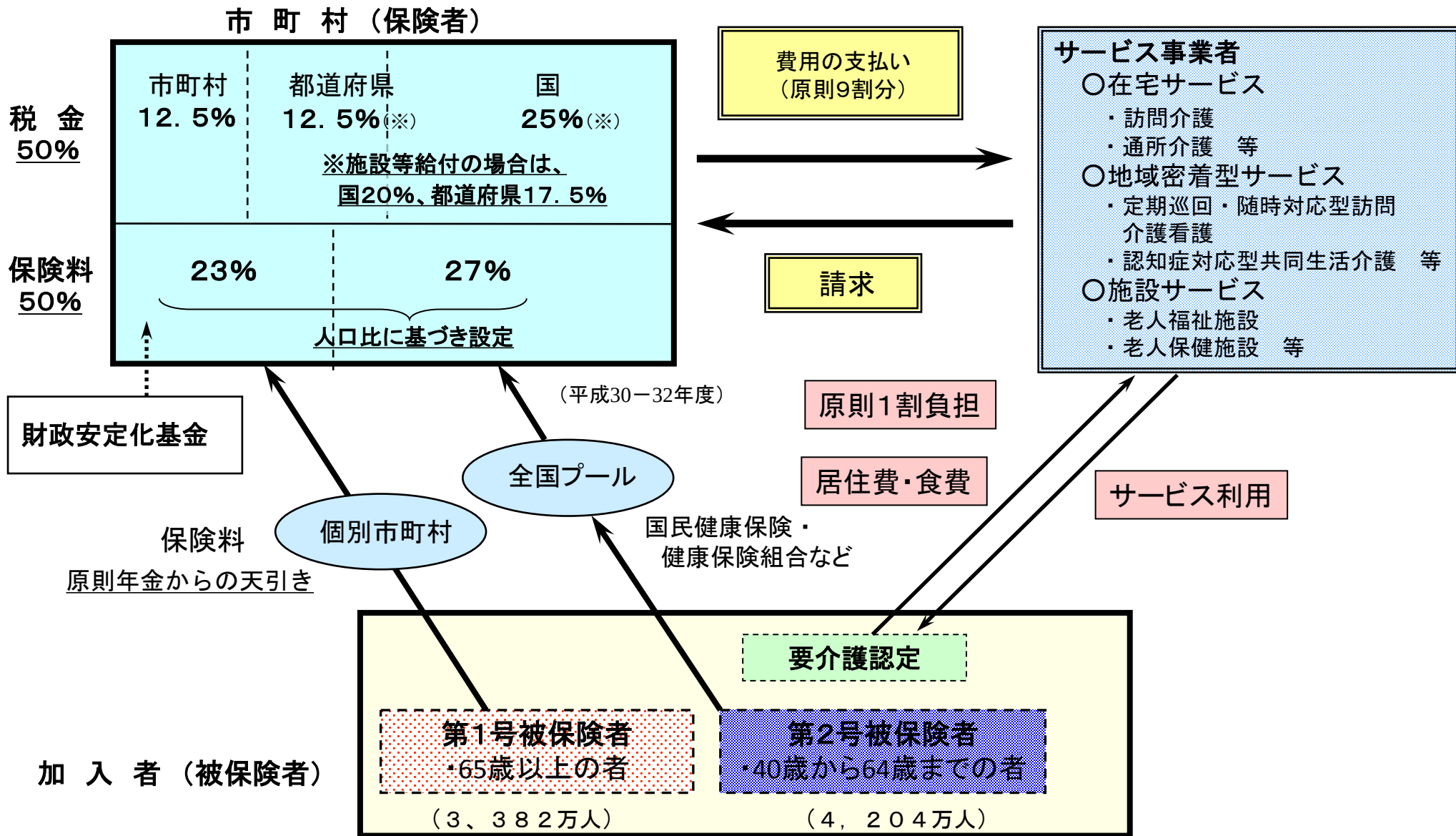
経済産業省製造産業局 産業機械課ロボット政策室 室長補佐（併任）

目次

- I 介護保険制度の仕組み・現状**
- II 行政の動向**
- III 行政の支援策**
- IV 開発・流通に当たっての留意点**
- V 参考**

I 介護保険制度の仕組み・現状

介護保険制度の仕組み

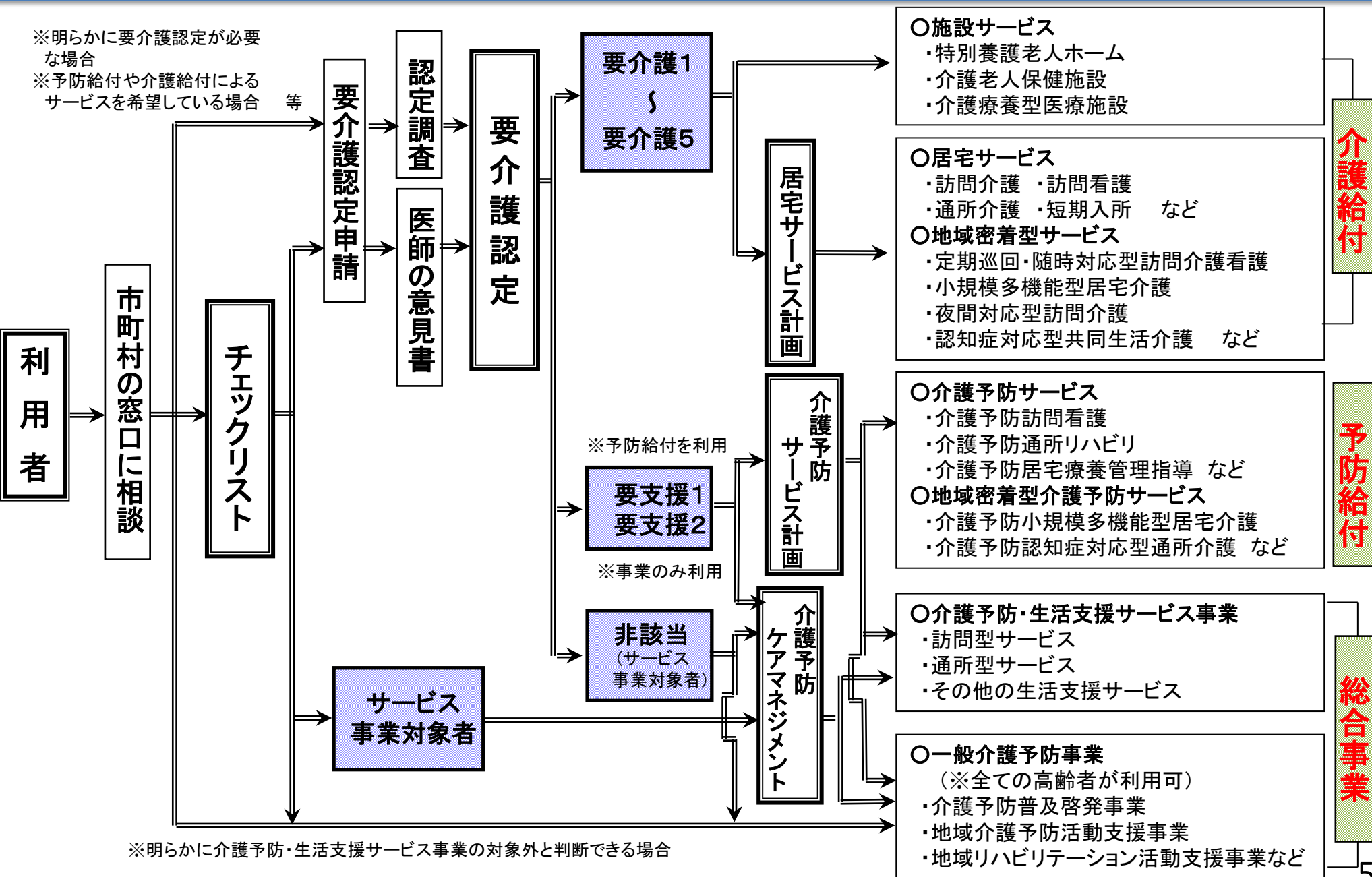


(注) 第1号被保険者の数は、「平成27年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成27年度末現在の数である。

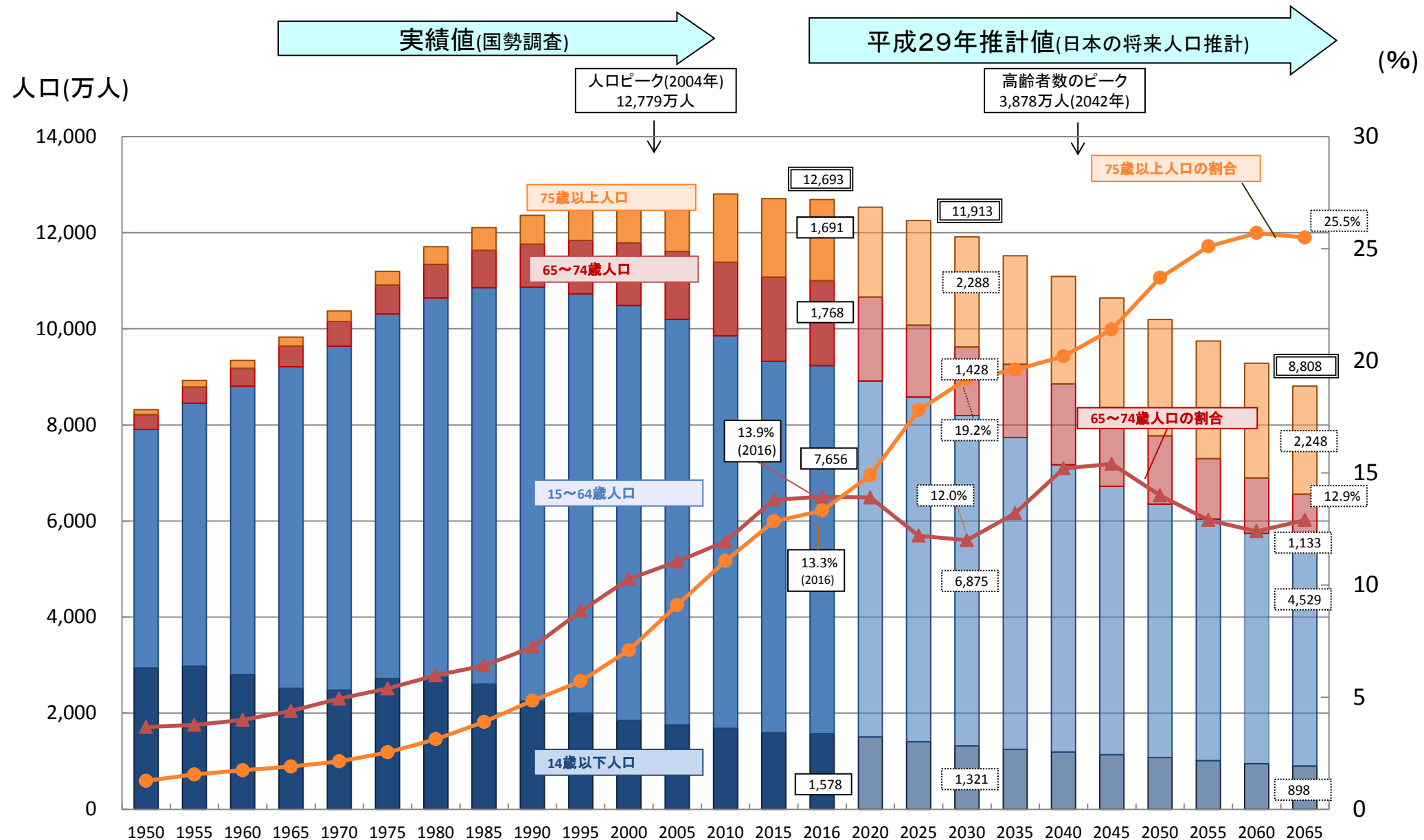
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成27年度内の月平均値である。

介護サービスの利用の手続き

※明らかに要介護認定が必要な場合
 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合
 等



75歳以上の高齢者数の急速な増加



資料：2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」

人口ピラミッドの変化(1990～2060年)

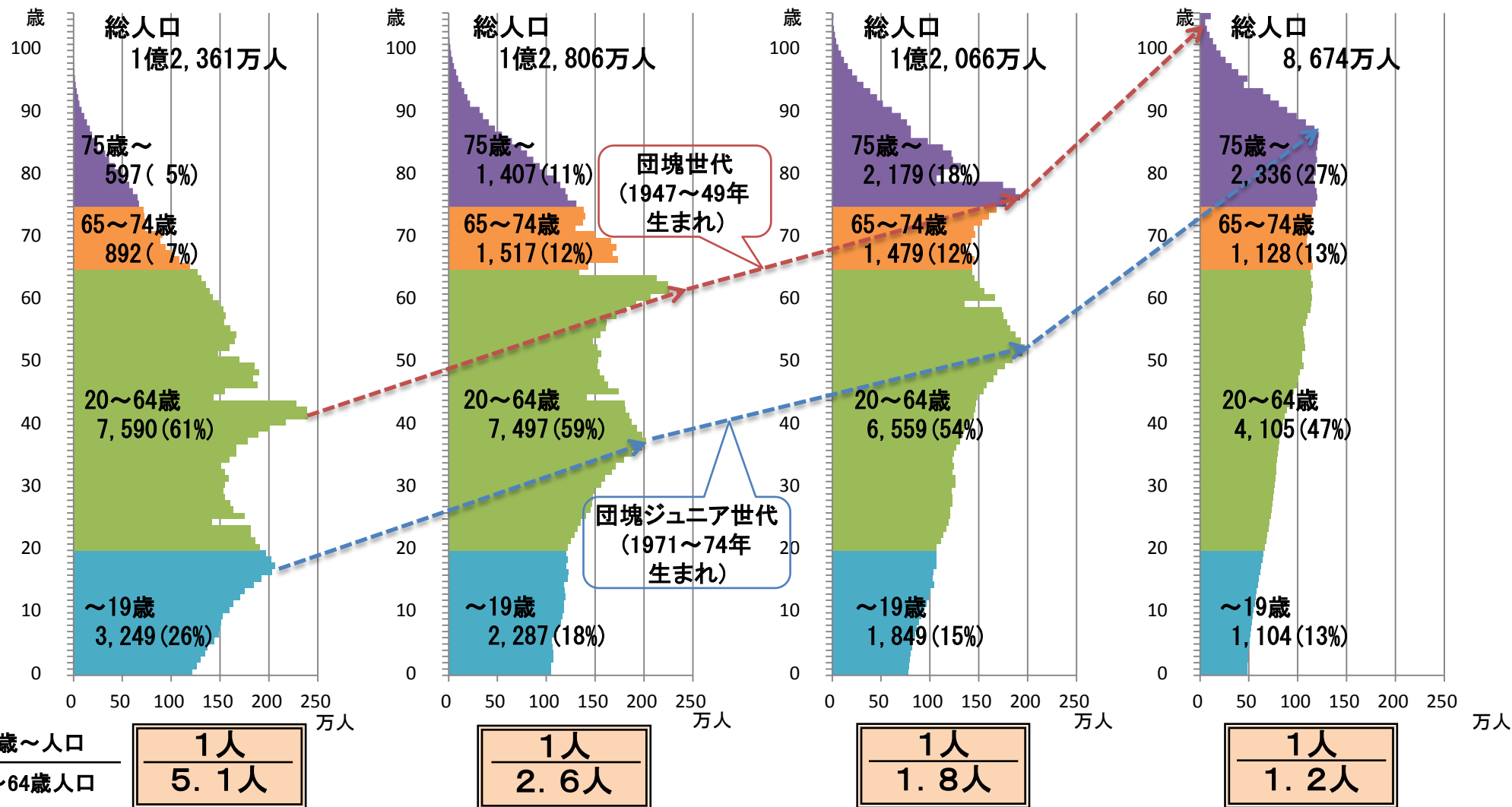
日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

1990年(実績)

2010年(実績)

2025年

2060年



これまでの17年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来17年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.3倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2017年4月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,446万人	1.6倍

②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2017年4月末	
認定者数	218万人	⇒	633万人	2.9倍

③サービス利用者の増加

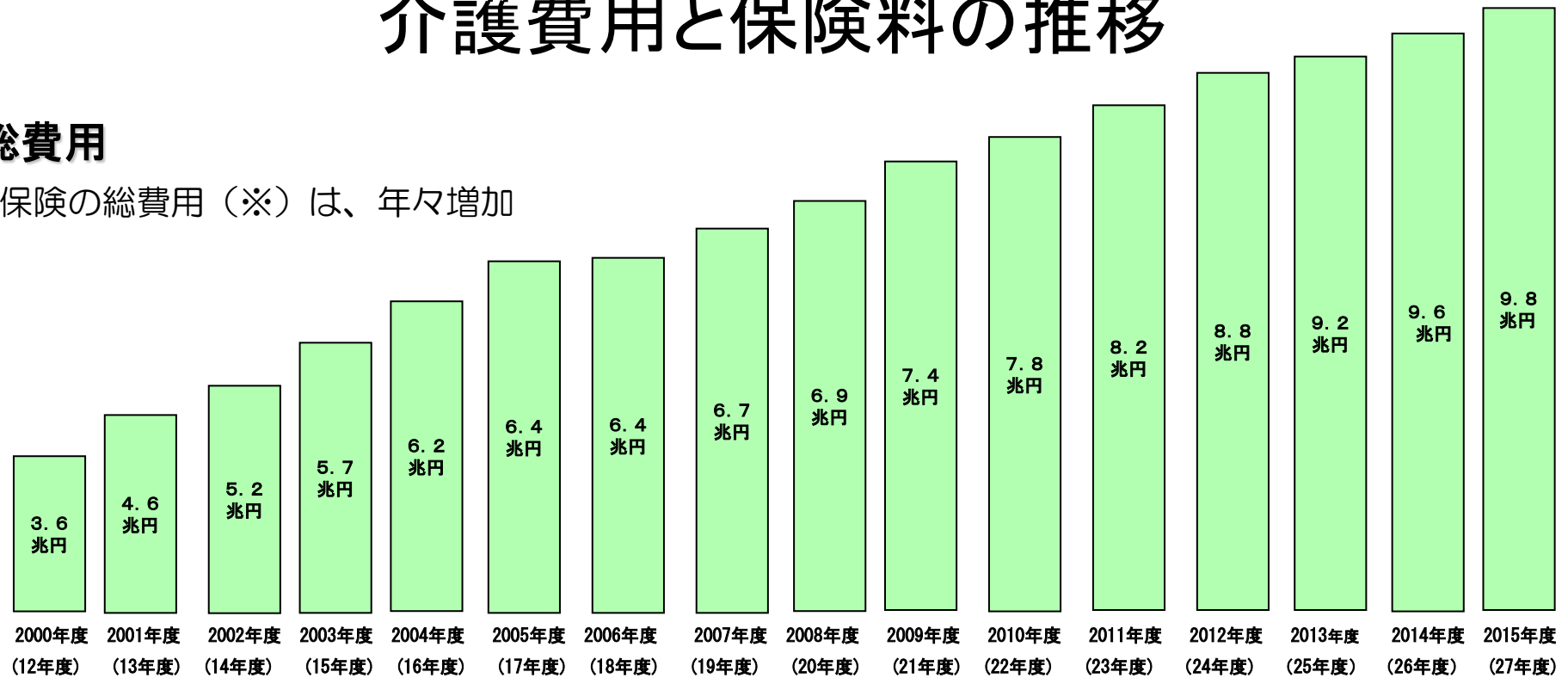
	2000年4月		2017年4月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	381万人	3.9倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	93万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		80万人	
計	149万人	⇒	488万人※	3.3倍

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、（出典：介護保険事業状況報告）地域密着型介護老人福祉施設、特定入所者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。

介護費用と保険料の推移

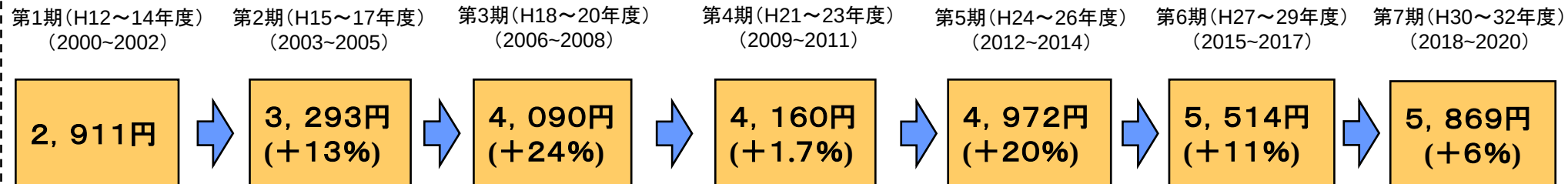
○ 総費用

介護保険の総費用（※）は、年々増加

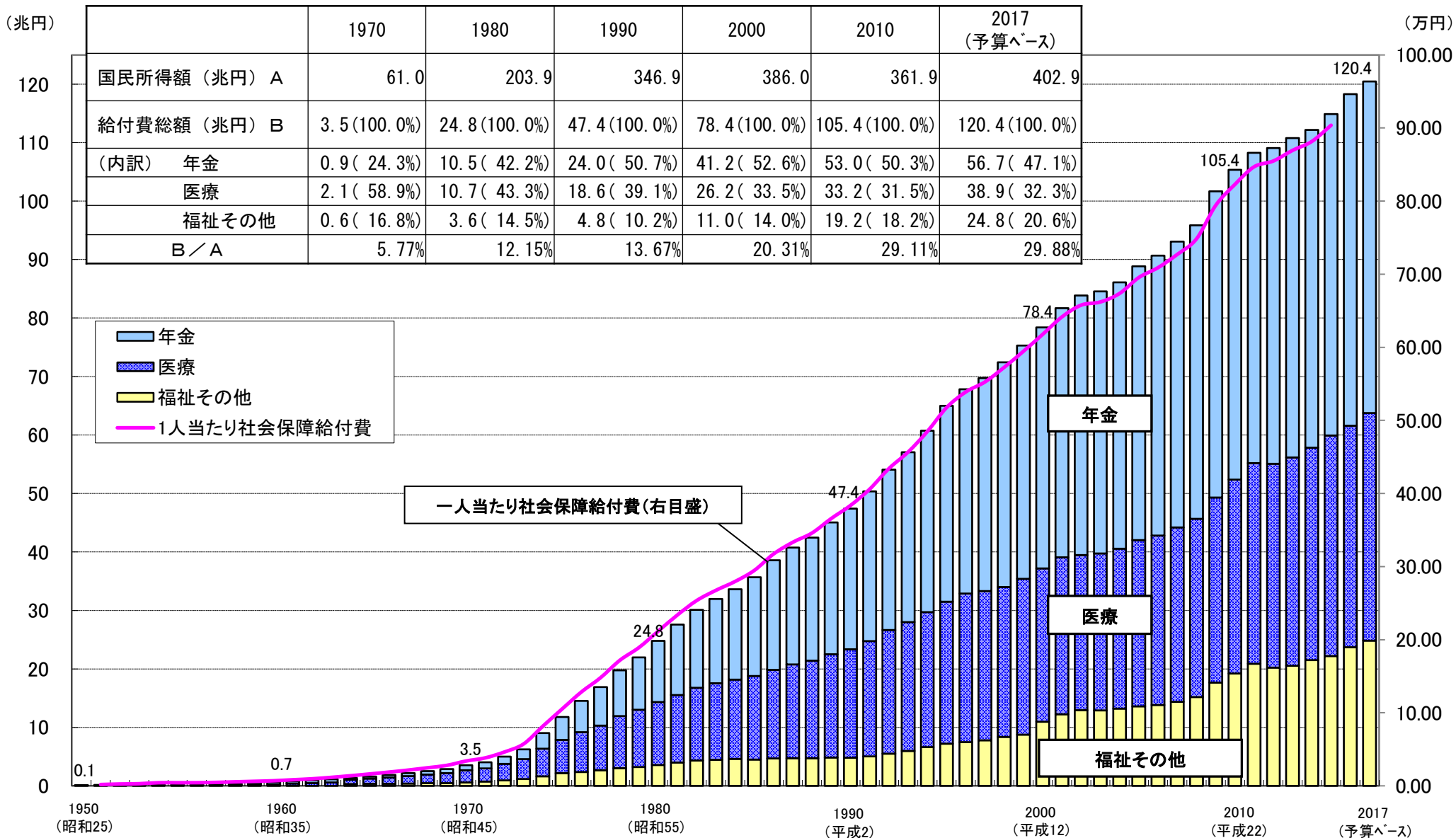


※介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。

○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均（月額・加重平均）〕



社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、2016年度、2017年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2017年度の国民所得額は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成30年1月22日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2010並びに2017年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

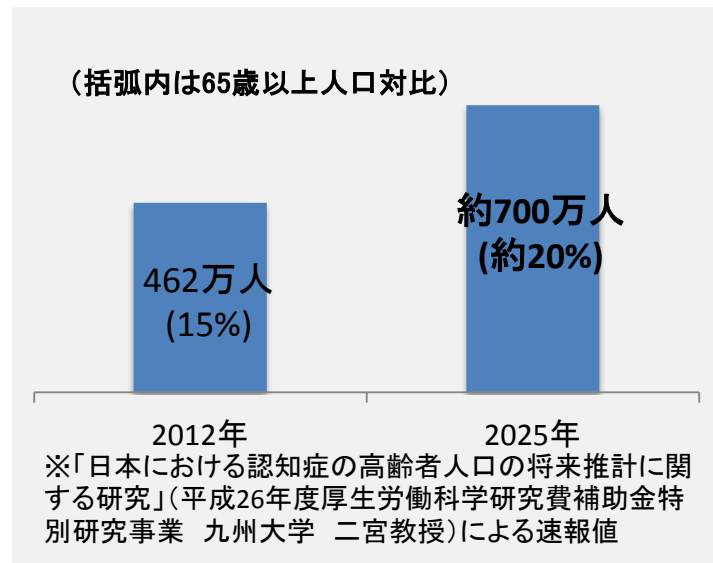
今後の介護保険をとりまく状況

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

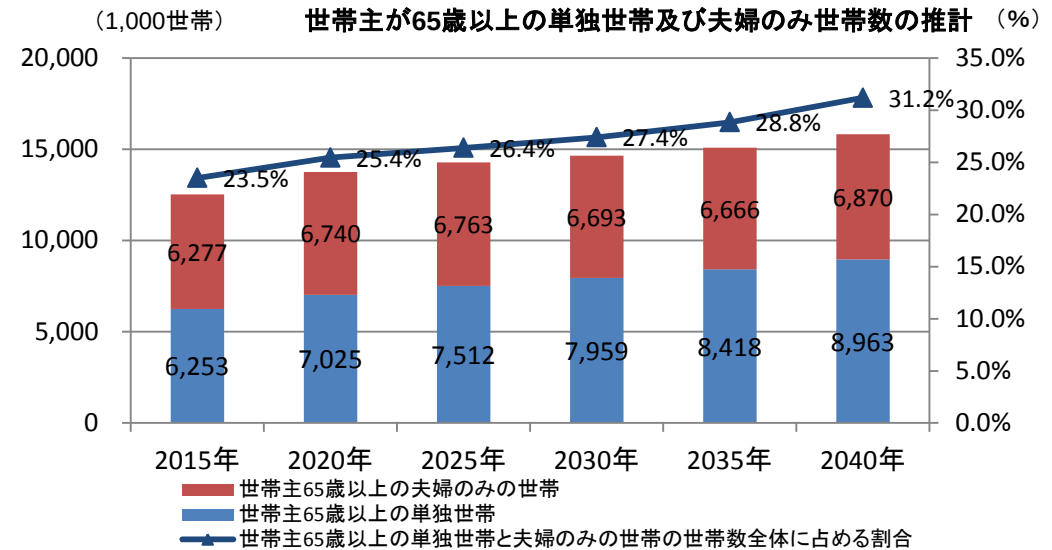
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30(2018)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

第7期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

平成29(2017)年度
実績値 ※1

平成32(2020)年度
推計値 ※2

平成37(2025)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

在宅介護	343 万人		378 万人	(10%増)	427 万人	(24%増)
うちホームヘルプ	110 万人		122 万人	(11%増)	138 万人	(26%増)
うちデイサービス	218 万人		244 万人	(12%増)	280 万人	(28%増)
うちショートステイ	39 万人		43 万人	(9%増)	48 万人	(23%増)
うち訪問看護	48 万人		59 万人	(22%増)	71 万人	(47%増)
うち小規模多機能	10 万人		14 万人	(32%増)	16 万人	(55%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	1.9 万人		3.5 万人	(84%増)	4.6 万人	(144%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	0.8 万人		2.1 万人	(172%増)	2.9 万人	(264%増)
居住系サービス	43 万人		50 万人	(17%増)	57 万人	(34%増)
特定施設入居者生活介護	23 万人		28 万人	(21%増)	32 万人	(41%増)
認知症高齢者グループホーム	20 万人		22 万人	(13%増)	25 万人	(26%増)
介護施設	99 万人		109 万人	(10%増)	121 万人	(22%増)
特養	59 万人		65 万人	(11%増)	73 万人	(25%増)
老健(＋介護療養等)	41 万人		43 万人	(7%増)	48 万人	(18%増)

※1) 2017年度の数値は介護保険事業状況報告(平成29年12月月報)による数値で、平成29年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、便宜上、同報の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は、119万人)、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は229万人)、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。)の合計値。居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 平成32(2020)年度及び平成37(2025)年度の数値は、全国の保険者が作成した第7期介護保険事業計画における推計値を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し

【経済：ベースラインケース】

	現状投影			計画ベース		
	2018年度	2025年度	2040年度	2018年度	2025年度	2040年度
医療保険						
協会けんぽ	10.0%	①10.8% ②10.7%	①11.8% ②12.1%	10.0%	①10.6% ②10.5%	①11.5% ②11.8%
健保組合	9.2%	①10.0% ② 9.9%	①11.1% ②11.4%	9.2%	① 9.8% ② 9.7%	①10.9% ②11.2%
市町村国保 (2018年度賃金換算)	7,400円	①8,300円 ②8,200円	①8,400円 ②8,600円	7,400円	①8,100円 ②8,000円	①8,200円 ②8,400円
後期高齢者 (2018年度賃金換算)	5,800円	①6,500円 ②6,400円	①8,200円 ②8,400円	5,800円	①6,400円 ②6,300円	①8,000円 ②8,200円
介護保険						
1号保険料 (2018年度賃金換算)	約5,900円	約6,900円	約8,800円	約5,900円	約7,200円	約9,200円
2号保険料 協会けんぽ・健保組合	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	1.9%	2.5%	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	2.0%	2.6%
2号保険料 市町村国保 (2018年度賃金換算)	約2,800円	約3,300円	約4,200円	約2,800円	約3,500円	約4,400円

※ 医療保険の2018年度における保険料は2018年度実績見込み(協会けんぽは実際の保険料率、健保組合は健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」より、市町村国保は予算ベースの所要保険料、後期高齢者は広域連合による見込みを基にした推計値)である。また、2025年度及び2040年度の保険料は2018年度の保険料と各制度の所要保険料の伸びから算出している。

※ 介護保険の2018年度における2号保険料の健保組合の値は、健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」による。また、市町村国保の保険料額は、一人当たり介護納付金額の月額について、公費を除いた額である。2018年度におけるそのほかの保険料は、実際の基準保険料額・保険料率である。

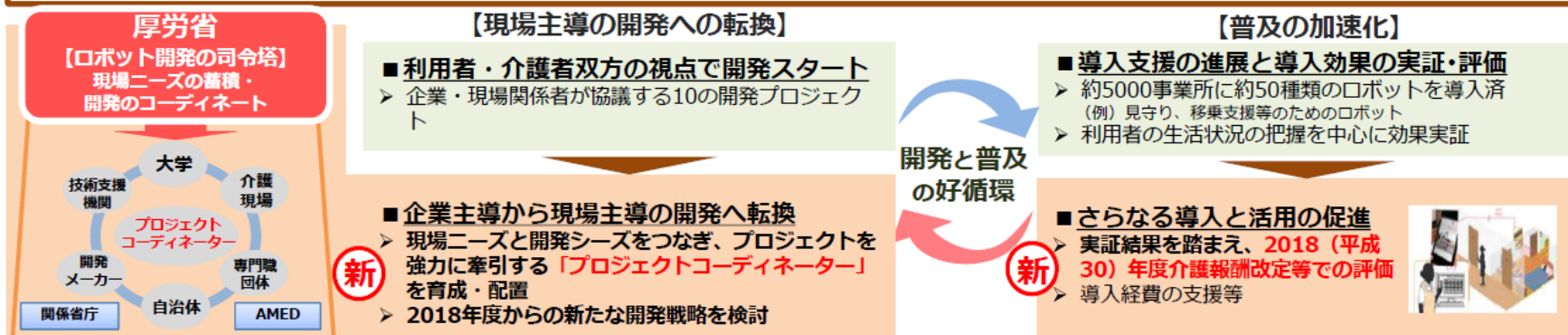
Ⅱ－１ 行政の動向（平成29年度）

○「未来投資会議」(平成29年4月14日 塩崎厚生労働大臣(当時)発表抜粋)

介護現場の現状やニーズを最も知り得るのは、厚生労働省である。**厚生労働省自らが、この分野で「司令塔」として機能を発揮し、現場とともに、真に求められる介護ロボットの開発をリードしていくことで、介護現場の革新を進めて行きたい。**

介護ロボット：厚労省が現場とともに「受け身」から「攻め」の開発へ転換

●現場主導の開発と普及の加速化により、**利用者の生活の質の維持・向上**と**介護者の負担軽減**を実現する。



○「未来投資戦略2017」(抜粋)（平成29年6月9日 閣議決定）

第2 具体的施策

I Society 5.0として目指すべき戦略分野

1. 健康・医療・介護

(2)新たに講ずべき具体的施策

i)技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築

⑤ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。

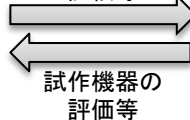
・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽(けん)引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。（後略）

介護ロボットの開発支援について

民間企業・研究機関等 <経産省中心>

○日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた**機器の開発支援**

モニター調査の
依頼等



試作機器の
評価等

介護現場 <厚労省中心>

○開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について**介護現場での実証**(モニター調査・評価)

開発重点分野

移乗支援

○装着



・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

○非装着



・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

移動支援

○屋外



・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

○屋内



・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

○装着



・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

排泄支援

○排泄物処理



・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

○トイレ誘導



・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

○動作支援



・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

見守り・コミュニケーション

○施設



・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○在宅



・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○生活支援



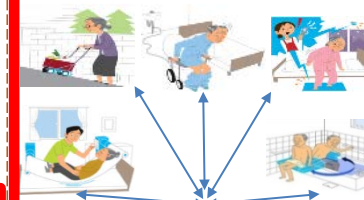
・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

入浴支援



・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

介護業務支援



・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

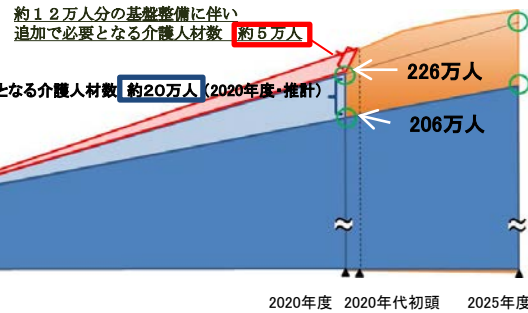
「介護離職ゼロ」に向けた介護人材確保対策

平成29年12月1日
第16回経済財政諮問会議
加藤厚生労働大臣説明資料

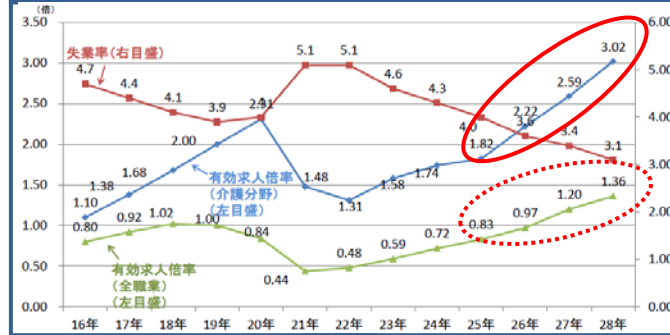
深刻な介護人材不足に対応するため、**更なる処遇改善**を行うほか、**中高年齢者・外国人**の活躍促進、**介護ロボットの活用等**、**関係省庁と緊密に連携し、総合的な対策**を講じる。

深刻化する介護人材の状況

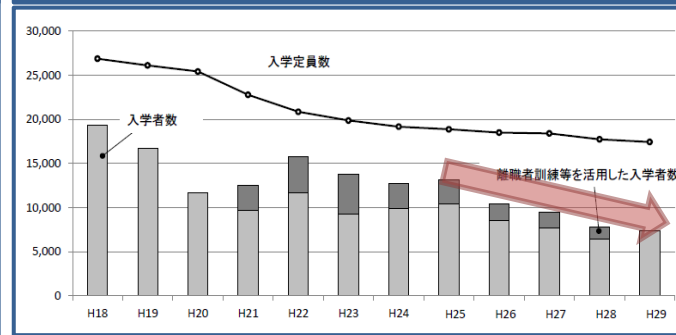
2020年代初頭までに25万人確保



介護分野の需給状況は逼迫



養成施設の充足率は近年低下の一途



対策Ⅰ 中高年齢者・外国人など多様な人材の活用

- 介護分野への**アクティブ・シニア**等の新規参入を促す。
- 在留資格「介護」**や**技能実習介護**の**受入れ環境を整備**し、意欲ある**留学生・技能実習生**の活躍を推進する。

アクティブ・シニア、子育てを終えた女性の活躍推進

介護分野を「見る」「知る」きっかけ作りとして、**介護の不安解消**のための**入門的研修等の創設・受講支援**

- ①国、自治体、関係団体が一体となって、入門的研修の受講と修了者に対する**マッチング**を推進
- ②国家公務員の退職準備セミナー等で実施**《内閣人事局と連携》**
- ③経済界に働きかけ、従業員の受講を勧奨

外国人介護人材の受入れ環境整備

入国前

- ・現地の優良な**日本語学校**の認証制度創設、優良な**送出機関**のリスト化**《健康・医療戦略室と連携》**

入国後

- ①**技能実習生**に対し、**介護福祉士の資格取得を支援**し、当該資格取得者の**在留資格「介護」**での受入れを検討**《法務省と連携》**
- ②**養成施設の留学生**への**介護福祉士修学資金**の貸付推進、受入施設が支給する在学期間中の奨学金や生活費の負担を軽減
- ③**多言語音声翻訳システム**の利活用の実証**《総務省と連携》**

入国支援

- ・**留学生のマッチング**に向けた事業者団体等の活動を支援

対策Ⅱ 働きやすい環境の整備

- 生産性向上**等による負担軽減、**雇用管理の改善**・採用の支援を通じ、職員の**離職防止・定着促進**を図る。

- ①**介護ロボットの活用推進の加速化****《経産省と連携》**
- ②**ICTの活用推進の加速化**
- ③施設**開設時の人材募集・研修の支援**の充実
- ④人材育成に積極的な事業所の横展開を図るため、**事業所の認証制度**の創設を検討

対策Ⅲ 介護に関する教育など介護の魅力の普及啓発

- 教育**その他日常生活のあらゆる場において**介護の魅力・楽しさを発信**し、介護分野への**若者**の新規参入を促す。

- ①新中学校学習指導要領技術・家庭科において**「介護」に関する内容の充実**が図られたことを踏まえ、中学校を含む現場の**教員向け研修**の実施を支援**《文科省と連携》**
- ②養成施設の学生が、地域の介護施設等と連携して中学・高校で出前講座を実施し、**生徒、教師、保護者の介護に対するイメージを刷新**

平成30年度介護報酬改定の概要

平30年1月26日
社会保障審議会
介護給付費分科会

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定

改定率: +0.54%

I 地域包括ケアシステムの推進

- 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

III 多様な人材の確保と生産性の向上

- 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

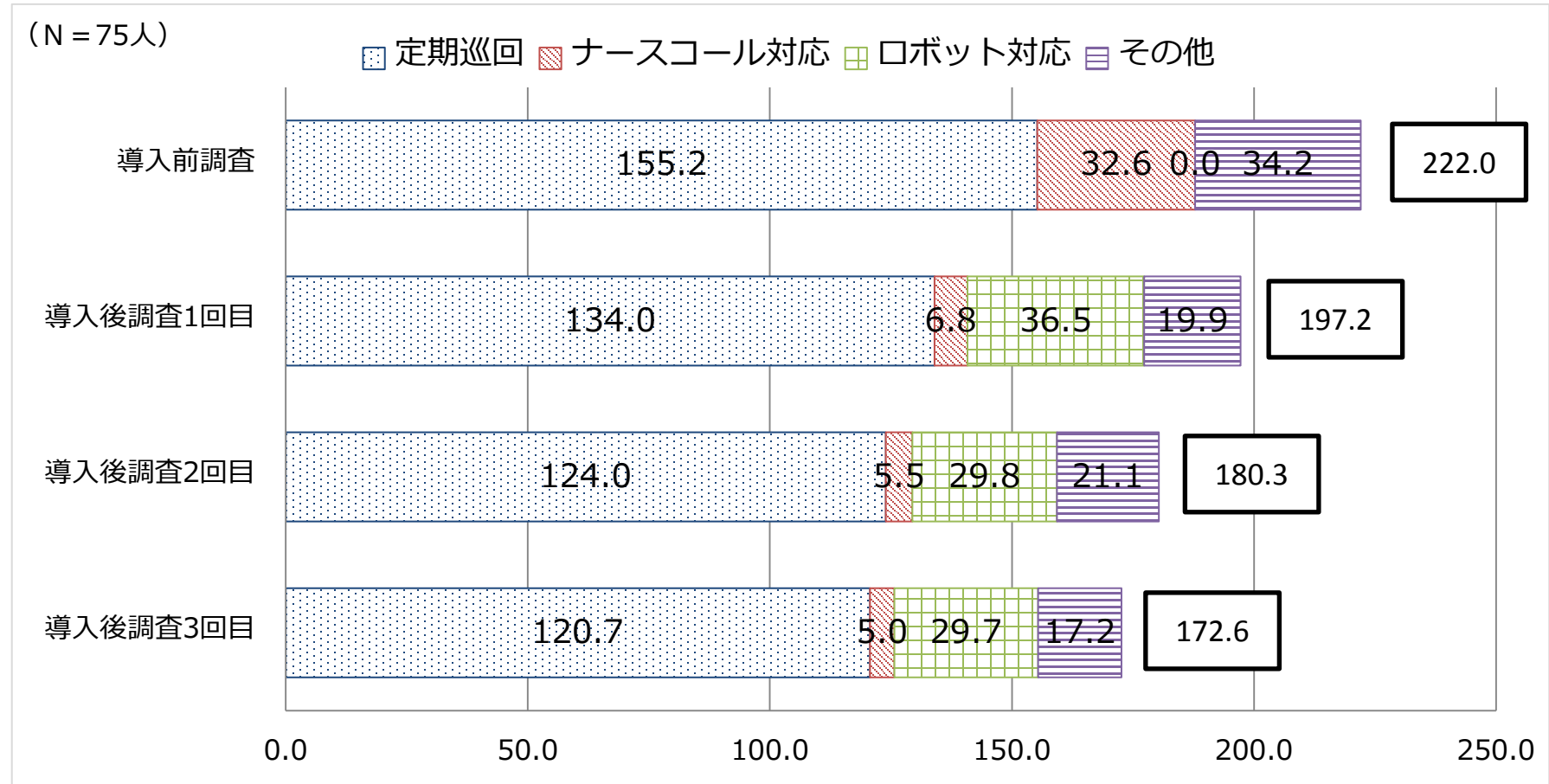
- 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

入所者に対する訪室回数の変化(見守り)

○ 夜間の入所者に対する訪室回数及びそのきっかけの調査では、見守り機器導入後、「定期巡回」や「ナースコール」による訪室回数が減少し、全体の訪室回数も減少。



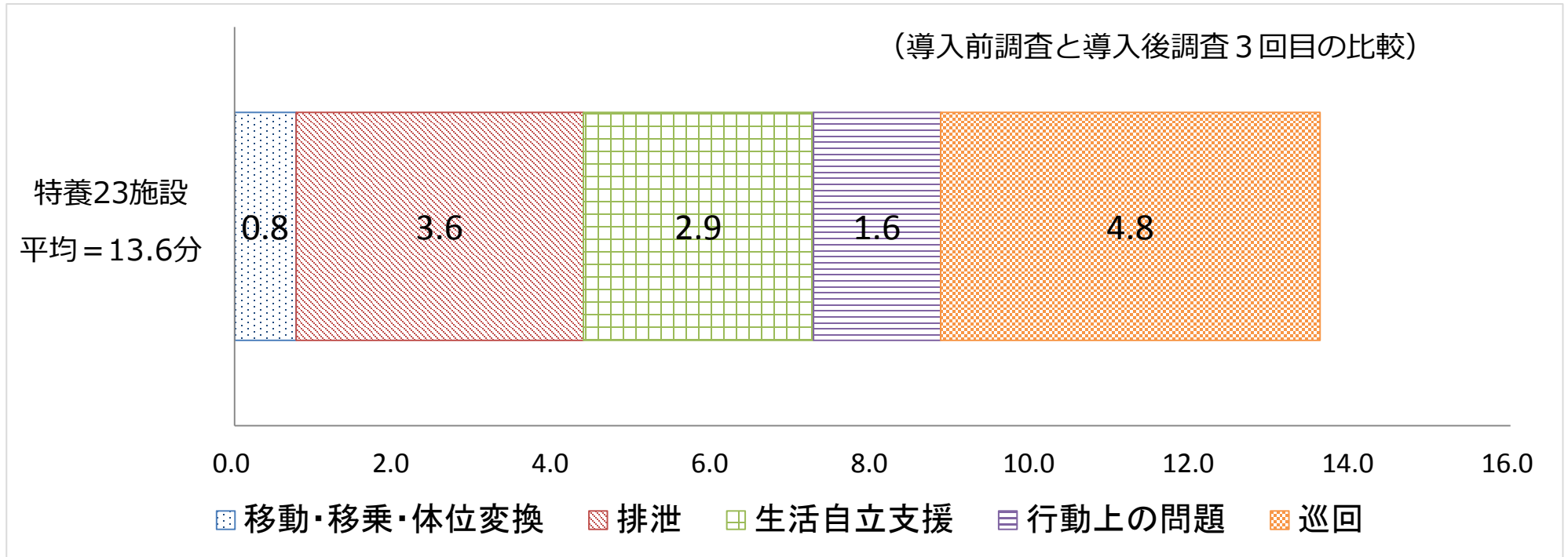
(単位：回数)

※ 「導入前調査」から「導入後調査3回目」までの各実証期間(3週間)における対象者一人当たりの平均訪室回数
(17時から翌9時・訪室のきっかけ別)

※ 「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」(厚生労働省)

機器活用後の介助時間の変化(見守り)

○「職員業務量調査(タイムスタディ)」では、見守り機器導入後、夜間の「移動・移乗・単位変換」、「排泄」、「生活自立支援」、「行動上の問題」、「巡回」に係る介助時間の合計が13.6分減少し、直接介助時間全体において、調査対象介助者1人につき5.4%減少。



(注1)生活自立支援: 心理的支援・訴えの把握(話を聴く、そばにいる)等

(注2)行動上の問題: 徘徊、不潔行為、不眠等

※ 夜間は22時から翌7時とし、直接介助時間は連絡調整、記録・文書作成、休憩時間等を除いたもの

※ 特養23施設の見守り機器の導入率は平均11%

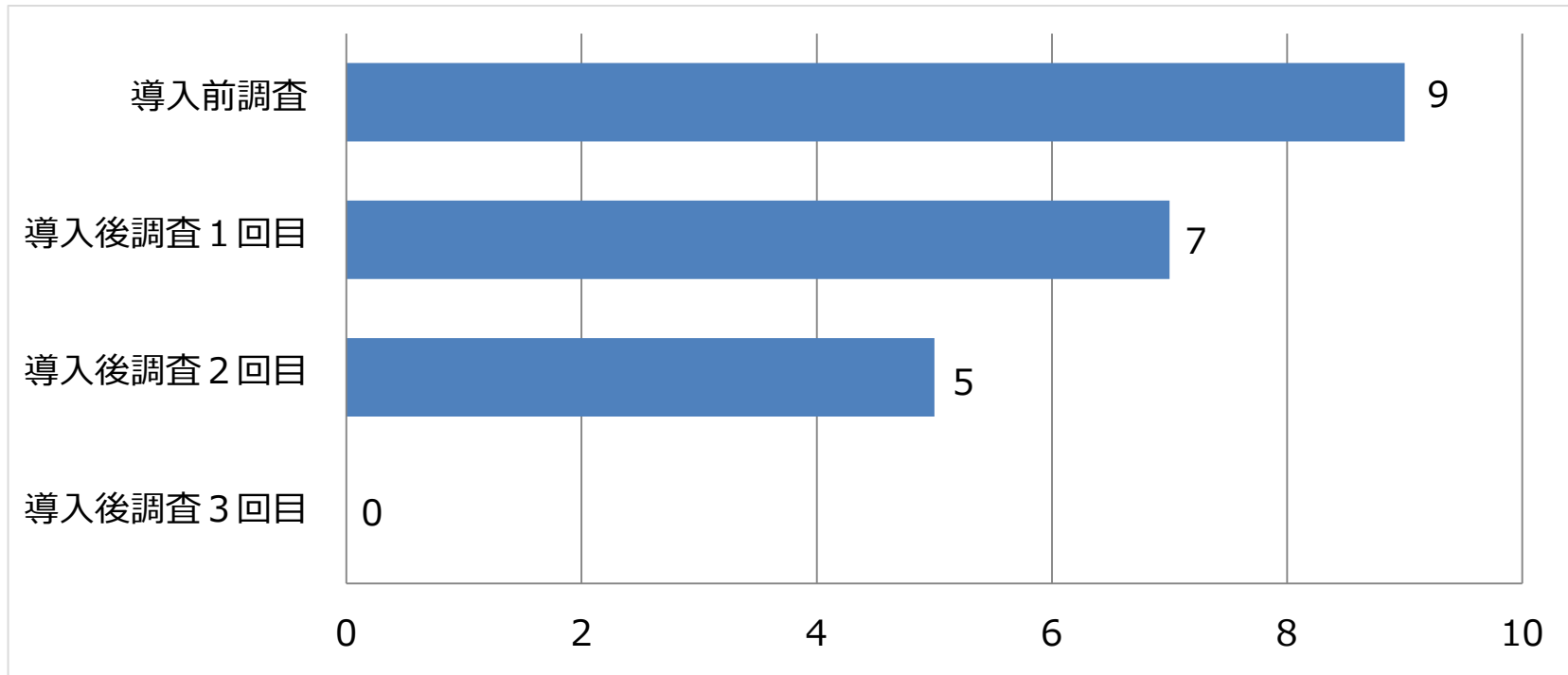
※ 見守り機器導入前の介助時間全体に占める直接介助時間は約250分(約46%)

※ 「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」(厚生労働省)

ヒヤリハット・介護事故件数の変化(見守り)

○ 見守り機器の導入後、ヒヤリハット・介護事故件数が9件(導入前調査)から0件(導入後調査3回目)に減少。

(N=75人)



(単位：件数)

※ 「導入前調査」から「導入後調査3回目」までの各実証期間(3週間)におけるヒヤリハット・介護事故件数(17時から翌9時)
※ 「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」(厚生労働省)

- 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について見直しを行う。

現行の夜勤職員配置加算の要件	見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件
夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準＋<u>1名分の人員を多く配置</u>していること。	- 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準＋<u>0.9名分の人員を多く配置</u>していること。 <u>入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。</u> <u>施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</u>

厚生労働省における介護ロボットの開発・普及体制の強化



Press Release

報道関係者 各位

平成 30 年 3 月 30 日

【照会先】

老健局高齢者支援課

課長補佐 田口 勲 (内線 3990)

係 長 平嶋 由人 (内線 3985)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2888

厚生労働省における介護ロボットの開発・普及体制を強化します

～介護ロボット開発・普及推進室の設置と介護ロボット担当参与の任命～

厚生労働省は、平成 30 年 4 月 1 日付けで老健局内に「介護ロボット開発・普及推進室」を設置するとともに、介護ロボットの開発・普及に関する専門家として老健局参与（介護ロボット担当）に 9 人を任命します（名簿については裏面参照）。

今回の体制強化は、「ロボット新戦略」（平成 27 年 2 月 10 日日本経済再生本部決定）や、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、現場のニーズに即した実用性の高い介護ロボットの開発、介護ロボットによる生活の質の維持・向上、介護者の負担軽減を目指しており、この政府方針の確実な実施に向けて行うものです。

介護ロボット開発・普及推進室の設置に当たっては、厚生労働省内の専門的な知見を有する研究職・専門職・技術系職員や民間企業から採用した技術者を室員に任命するほか、経済産業省との更なる連携強化を目指し、経済産業省製造産業局産業機械課ロボット政策室との省庁間人事交流も行います。

また、老健局参与（介護ロボット担当）の任命に当たっては、工学、介護・リハビリテーションのほか、産業調査、生産性向上の専門家を任命します。

今後、厚生労働省では、各参与から介護ロボットの開発・普及に関する助言を得ながら、介護ロボットの開発と普及の好循環を創出し、介護現場の革新を目指していきます。

【老健局参与（介護ロボット担当）名簿】

工学（4人）		
かまた 鎌田	みのる 実	東京大学 大学院新領域創成科学研究科教授
すお 諏訪	もとい 基	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 顧問
ふじえ 藤江	まさかつ 正克	早稲田大学 名誉教授・次世代ロボット研究機構顧問
ほんだ 本田	ゆきお 幸夫	大阪工業大学 ロボティクス&デザイン工学部教授
介護・リハビリテーション（3人）		
こんどう 近藤	いずみ 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター長
ふくべ 福辺	さつこ 節子	一般社団法人白新会 Natural being 代表理事
わたなべ 渡邊	しんいち 慎一	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター地域リハビリテーション部長
その他（2人）		
うまむら 植村	かほ 佳代	株式会社日本政策投資銀行 業務企画部イノベーション推進室副調査役（産業調査）
もりと 森戸	まさかず 正和	株式会社OJTソリューションズ 専務取締役（生産性向上）

Ⅱ－２ 行政の動向（平成30年度）

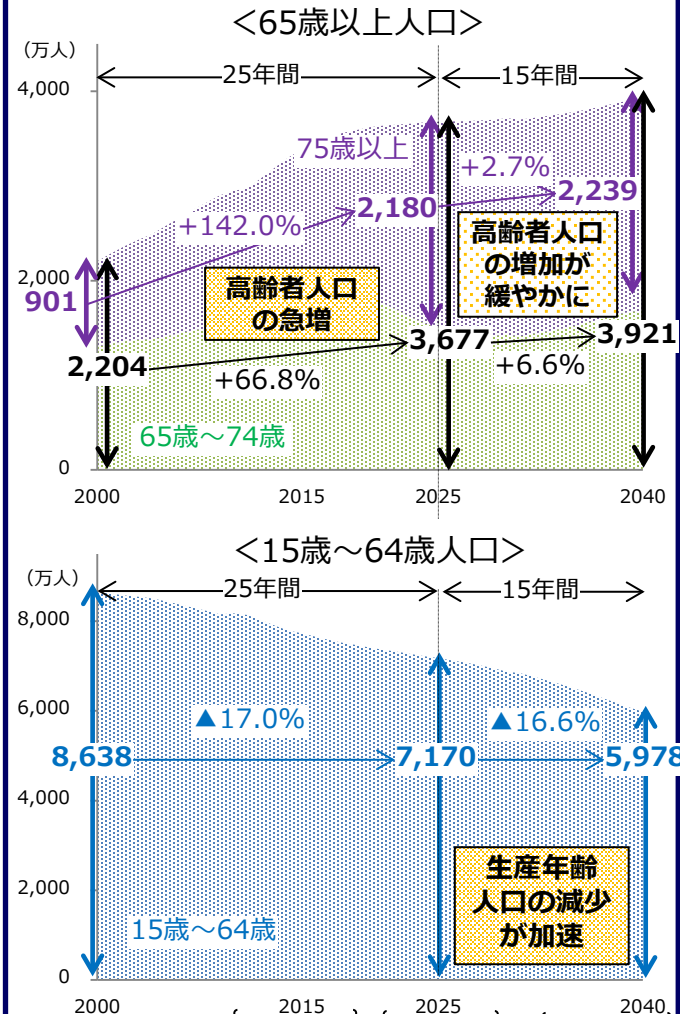
2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料

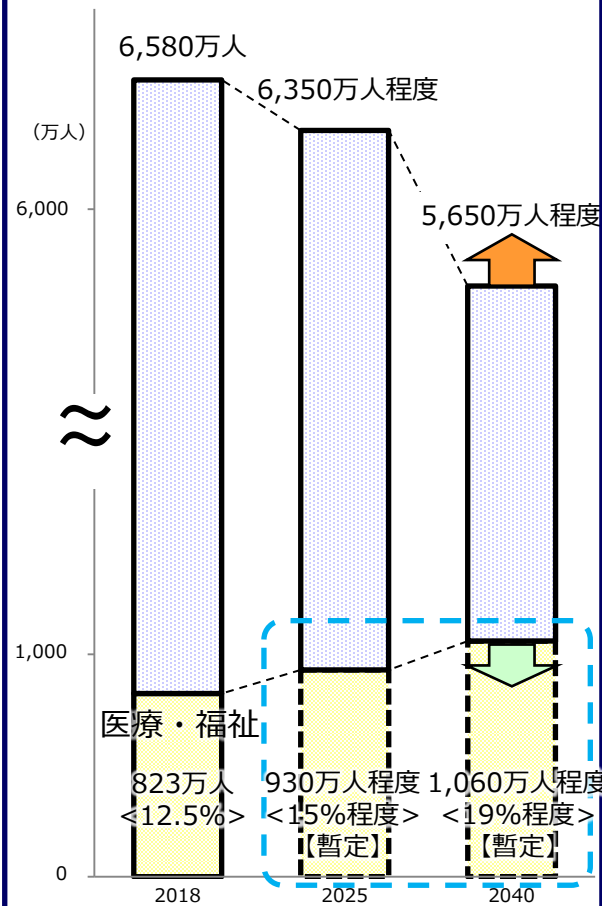
人口構造の推移を見ると、2025年以降、
「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という
新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



《就業者数の推移》



(資料) 就業者数について、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計)を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況(2025年)をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計(暫定値)。

国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上

⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。

2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性[※]の向上を目指す。

※ サービス産出に要するマンパワー投入量。

※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度(「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出)

※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり

健康寿命延伸に向けた取組

平成30年4月12日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料

- **健康格差の解消**により、2040年までに健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指す。
- 重点取組分野を設定、2つのアプローチで格差を解消。

① 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

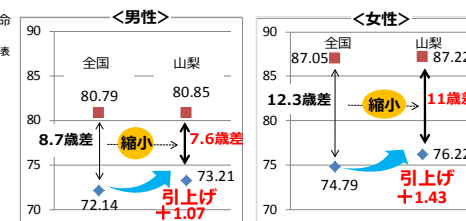
- ・ 多様な主体の連携により、無関心層も含めた予防・健康づくりを社会全体で推進。

② 地域間の格差の解消

- ・ 健康寿命には、大きな地域間格差。地域ぐるみで取り組み、格差を解消。

※全都道府県が、健康寿命の最も高い山梨県の水準に到達すれば、**男性+1.07年**、**女性+1.43年**の延伸。

(出典)
平均寿命：平成27年簡易生命表、平成27年都道府県別生命表
健康寿命：平成28年簡易生命表、平成28年人口動態統計、
平成28年国民生活基礎調査、平成28年推計人口



① 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

② 地域間の格差の解消

重点取組分野	具体的な方向性	目指す2040年の姿
成育 健やか親子施策	- すべての子どもの適切な生活習慣形成のための介入手法の確立、総合的な支援 - リスクのある事例の早期把握や個別性に合わせた適切な介入手法の確立 - 成育に関わる関係機関の連携体制の構築	- 成育環境に関わらず、すべての子どもが心身ともに健やかに育まれる。 例) 低出生体重児の割合や10代の自殺死亡率を先進諸国トップレベルに改善する。
疾病予防・重症化予防 がん対策・生活習慣病対策等	- 個別・最適化されたがん検診・ゲノム医療の開発・推進、受けやすいがん検診の体制づくり - インセンティブ改革、健康経営の推進 - 健康無関心層も自然に健康になれる社会づくり（企業、自治体、医療関係者等の意識共有・連携）（日本健康会議等）	- 個々人に応じた最適ながん治療が受けられる。 - 所得水準や地域・職域等によらず、各種の健康指標の格差が解消される。
介護・フレイル予防 介護予防と保健事業の一体的実施	- 介護予防（フレイル対策(口腔、運動、栄養等)を含む）と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みの構築、インセンティブも活用 - 実施拠点として、高齢者の通いの場の充実、認知症カフェの更なる設置等地域交流の促進	- 身近な地域で、生活機能低下防止と疾病予防・重症化予防のサービスが一体的に受けられる。 例) 通いの場への参加率 15% 認知症カフェの設置箇所数 9,500箇所

基盤整備

見える化

データヘルス

研究開発

社会全体での取組み

- 引き続き需要が増加する医療・介護等のサービスを安定的に提供するため、**マンパワーの確保**が課題。
- 一方、生産年齢人口の急速な減少により労働力制約が強まる中で、他の高付加価値産業への人材輩出も考慮すれば、**医療・介護・福祉の専門人材が機能を最大限発揮**することが不可欠。また、2040年までを展望すれば、AI・ロボット・ICTといったテクノロジーが急速に発展。
- このため、健康寿命の延伸に向けた取組に加えて、**医療・介護・福祉サービスの生産性改革**を進める。

従事者の業務分担の見直し・効率的な配置の推進

- 医師の働き方改革を踏まえたタスク・シフティングの推進（モデル事業の実施と全国展開）

（例）「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」によれば、医師の業務のうち、1日当たり47分は他職種への移管やICT等の活用により効率化が可能。

- 介護ロボット活用による特養での効率的な配置の推進（モデル事業の実施と全国展開）

（例）見守り機器導入後、夜間の入所者への訪室回数、巡回等に係る時間が減少。ヒヤリハット・介護事故件数も減少。

- 保育補助者など多様な人材活用による保育業務の効率化

テクノロジーの最大活用

- 医療機関におけるAI・ICT等の活用推進、診断等の質の向上や効率化に資する医療機器等の開発支援

（例）オンライン診療の推進やICTを活用した勤務環境改善（テレICU（複数のICUの集中管理）やタブレット等を用いた予診、診断支援ソフトウェア等）、多職種連携のためのSNS活用の推進 等

- 介護サービス事業所間の連携等に係るICT標準仕様の開発・普及

（例）ICT機器導入後、書類作成（ケア記録等の作成や介護報酬請求）に要する時間が減少。

- 保育所等におけるICT化の推進

- 病院長研修など医療機関のマネジメント改革への支援推進
- 介護分野、障害福祉分野における生産性向上ガイドラインの作成・普及
- 保育業務に関するタイムスタディ調査の実施、好事例の収集・横展開

マネジメント改革の支援

○「未来投資戦略2018」(本文抜粋) (平成30年6月15日閣議決定)

第2 具体的施策

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

② ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入

・ロボット・センサー、AIなどの技術革新の評価に必要なデータの種類や取得方法など、効果検証に関するルールを整理することで、事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期以降の介護報酬改定等での評価につなげる。

・AIなどの技術革新を進めるとともに、昨年度改訂した重点分野に基づき、ロボット・センサーについて、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組、現場ニーズを捉えた開発支援及び介護現場への導入・活用支援を進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。また、我が国の介護ロボットの海外展開を後押しするため、安全性担保に関する国際標準化の推進や諸外国の制度との連携を図る。

③ 書類削減、業務効率化、生産性向上

・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。

・作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。

・高齢者の活躍を促進するとともに、介護人材の裾野を広げる観点から、地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図るなど、介護人材確保に総合的に取り組む。

・医療分野や障害福祉分野についても、介護分野と同様に、各分野の特性に応じて、作成文書の見直しやAI・ロボット技術の活用、多職種連携等の取組を促進する。

○「未来投資戦略2018」(革新的事業活動に関する実行計画抜粋)

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

2018年度	2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
自立支援・重度化防止に向けた科学的介護データベースの実装 高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの構築開始		データベースの本格運用開始 データの分析により、効果のある介護サービスについて、次期以降の介護報酬改定で評価		【厚生労働大臣】	
ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入 ・ロボットなどの技術革新の評価に必要なデータの種類や取得方法など、効果検証に関するルールを整理 ・得られたエビデンスに基づき、次期以降の介護報酬改定等で評価				【厚生労働大臣】	・ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円 ・重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台
改訂した重点分野に基づき、ロボット介護機器の開発・本格導入の実現				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
障害福祉分野におけるロボット技術等を活用した支援機器について、現場ニーズを捉えた開発・本格導入の実現				【厚生労働大臣】	
生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482の規格に基づく国内認証の実施				【経済産業大臣】	
書類削減、業務効率化、生産性向上 介護サービス事業所等に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直し		事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現			
作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを作成		ガイドラインを普及させ、好事例を横展開		【厚生労働大臣】	
地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図るなど、介護人材確保に向けた総合的な取組を推進					
医療分野や障害福祉分野において、各分野の特性に応じて、作成文書の見直しやロボット技術の活用等、多職種連携、AI・ICTの利活用、医療機関のマネジメント改革の支援等を推進					

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」(本文抜粋)

(平成30年6月15日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護サービスの生産性向上)

テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。

予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進し、サービスの質と効率性を高めていく。産業医・産業保健機能の強化や健康経営を支えるサービスの活用促進を図りつつ、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例の全国展開を図る。また、診療報酬や介護報酬においては、適正化・効率化を推進しつつ、安定的に質の高いサービスが提供されるよう、ADL190の改善等アウトカムに基づく支払いの導入等を引き続き進めていく。

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース(MID-NET)を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

介護ロボット等の開発・普及に関する平成30年度の取組

1. 開発・実用化支援関係

(1) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業(委託事業)

- ・開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発提案内容を取りまとめる協議会を設置(全国50箇所に拡充、プロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置)

(2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業(委託事業)

- ・開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を実施

2. 導入・活用支援関係

(1) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業(委託事業)

- ・介護ロボットを活用した介護技術を開発(5製品)

(2) 介護ロボット導入支援事業(地域医療介護総合確保基金)

- ・介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットを対象に導入支援(補助上限額1機器30万円に拡充)

(3) 介護報酬における評価(介護保険制度)

- ・特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に評価(平成30年度介護報酬改定)

(4) 福祉用具貸与・販売(介護保険制度)

- ・利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けうる福祉用具(歩行器、自動排泄処理装置等)を給付

3. 調査研究関係

(1) 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業(委託事業)

- ・平成29年度導入効果実証研究事業の見守り機器に関するフォローアップ調査、先進的な活用や取組の把握等

(2) 介護ロボットの効果的な活用方法に関する研究事業(老人保健健康増進等事業)

- ・介護ロボットの効果が最大限発揮されるよう、介護業務におけるロボットの効果的な活用方法を検討

(3) 介護ロボットの評価指標に関する調査研究事業(老人保健健康増進等事業)

- ・安全性の確保や介護職員の負担軽減、効率的な配置の観点も含めた介護ロボットの効果実証のための評価指標を作成

(4) 介護ロボットの導入実態調査及び普及加速化に向けた研究事業(老人保健健康増進等事業)

- ・現場ニーズを踏まえた開発と今後の更なる普及に向けた方策について提案

(5) 介護ロボットの普及促進に資する啓発イベントの実施モデル事業(老人保健健康増進等事業)

- ・介護ロボットが広く国民の身近なものとなるよう、学生等が専門職等の助言を得ながら、自らの視点でロボット活用のアイデア提案や活用事例のとりまとめなどを行うイベントをモデル的に実施

(6) 介護事業所における生産性向上推進事業(委託事業)

- ・特養における業務の実態把握・生産性向上策の検討

Ⅲ－１ 行政の支援策（開発・実用化支援）

<厚生労働省事業>

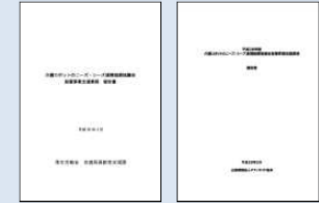
I 厚生労働省介護ロボット開発等加速化事業【平成29年度までの実績】

着想
段階

(1) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

【報告書】・介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会設置事業支援業務報告書
(平成29年度/平成28年度)



開発
段階

(2) 試作機器の介護現場での実証支援

開発中の試作機器について介護現場での実証支援のほか、介護職員等との意見交換、専門職によるアドバイス支援を実施（平成30年度末現在協力施設数621）

【報告書】・福祉用具・介護ロボットの開発と普及
(2017/2016/2015)

- ・福祉用具・介護ロボット実用化支援2014
- ・2012年度介護機器等モニター調査事業



上市
段階

(3) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援

介護ロボットを活用した効果的な介護方法の開発を支援

【報告書】・介護ロボット・導入・活用のポイント
・成果概要（平成28年度/平成27年度）



(4) 普及・啓発

①介護ロボットフォーラム：介護ロボットの体験展示、使用方法の説明、導入に関する相談、効果的な活用事例の報告などを実施

②介護ロボット普及モデル事業：介護ロボットの体験展示、試用貸出、使用方法の研修などを実施

(平成29年度全国9拠点：北海道介護実習・普及センター、青森県介護実習・普及センター、岩手県高齢者総合支援センター、茨城県福祉サービス振興会、なごや福祉用具プラザ、兵庫県立福祉のまちづくり研究所、福祉用具プラザ北九州、佐賀県在宅生活サポートセンター、大分県社会福祉介護研修センター)

③介護ロボット試用貸出：介護施設への商品化された介護ロボットの試用貸出を支援

④導入事例集

【報告書】・介護ロボット導入活用事例集2017
・介護ロボット事例集2016
・介護ロボット重点分野別講師養成テキスト
移動支援機器(屋外)/見守り支援機器(介護施設)



【参 考】・介護ロボット導入好事例表彰事業受賞案件紹介ガイドブック（平成28年度老人保健健康増進等補助事業）

<補助金・助成金・基準・規格・民間サービス>

Ⅱ 補助金・助成金情報

(1) ロボット介護機器開発・標準化事業（開発補助事業）（経済産業省）

自立支援型ロボット介護機器等の開発を補助（平成30年度補助上限額1億円、平成30年6月12日公募締切）

【参考：高齢者等向けの新たなICTサービスの研究開発支援】情報通信利用促進支援事業費補助金（総務省）

高齢者・障害者のための通信・放送役務の高度化に関するもの、又はこれまでに実施されていない高齢者・障害者のための通信・放送役務に関するものの研究及び開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を補助（平成30年度補助上限額3,000万円、平成30年4月6日公募締切）

【参考：ものづくり補助金】ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（中小企業庁）

生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の経費の一部を補助（平成29年度補正予算額1,000億円、一次公募：平成30年4月27日締切、二次公募：時期未定）

Ⅲ 基準・規格情報

(1) ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）（経済産業省）

安全評価・効果性能・開発実証試験の基準を策定（介護ロボットポータルサイト（<http://robotcare.jp/>）にて公表予定）

(2) 工業規格（経済産業省）

ISO13482 ロボット及びロボティックデバイス—生活支援ロボットの安全要求事項（国際規格）

JISB8445 ロボット及びロボティックデバイス—生活支援ロボットの安全要求事項

JISB8446-1 生活支援ロボットの安全要求事項—第1部：マニピレータを備えない静的安定移動作業型ロボット

JISB8446-2 生活支援ロボットの安全要求事項—第2部：低出力装着型身体アシストロボット

JISB8446-3 生活支援ロボットの安全要求事項—第3部：倒立振子制御式搭乗型ロボット

JISB8456-1 生活支援ロボット—第1部：腰補助用装着型身体アシストロボット

Ⅳ 民間サービス情報

(1) ロボット実証試験中の事故に備える保険（民間保険会社が販売）

(2) 福祉用具情報（公益財団法人テクノエイド協会が提供）

福祉用具情報提供システム / 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム / 福祉用具ヒヤリ・ハット情報

<相談窓口>

手引き
などの
ご案内

(1) 福祉用具・介護ロボット開発の手引きの活用

「福祉用具・介護ロボット開発の手引き」（平成25年度厚生労働省作成）をお読みいただき、開発の各段階での留意点など基本的な知識を確認してください。

(2) 相談窓口と介護ロボットメーカー連絡会議の活用

本事業の一環として下記「相談窓口」の設置や「介護ロボットメーカー連絡会議」を開催していますのでご活用ください。



【相談窓口】
お問合せは
こちらへ

「相談窓口」を設置していますのでご活用ください。

※公益財団法人テクノエイド協会に委託して設置

- 電話による相談 03-3266-6883 または 03-3260-5121
- メールによる相談 robot@techno-aids.or.jp
- 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日は休み)



Ⅲ－２ 行政の支援策（導入・活用支援）

<厚生労働省事業>

I 厚生労働省介護ロボット開発等加速化事業【平成29年度までの実績】

(1) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援

介護ロボットを活用した効果的な介護方法の開発を支援

【報告書】・介護ロボット・導入・活用のポイント ・成果概要（平成28年度/平成27年度）



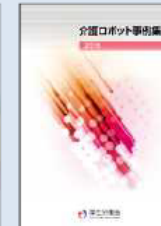
(2) 普及・啓発

①介護ロボットフォーラム：介護ロボットの体験展示、使用方法の説明、導入に関する相談、効果的な活用事例の報告などを実施

②介護ロボット普及モデル事業：介護ロボットの体験展示、試用貸出、使用方法の研修などを実施

（平成29年度全国9拠点：北海道介護実習・普及センター、青森県介護実習・普及センター、岩手県高齢者総合支援センター、茨城県福祉サービス振興会、なごや福祉用具プラザ、兵庫県立福祉のまちづくり研究所、福祉用具プラザ北九州、佐賀県在宅生活サポートセンター、大分県社会福祉介護研修センター）

③介護ロボット試用貸出：介護施設への商品化された介護ロボットの試用貸出を支援



④導入事例集

【報告書】・介護ロボット導入活用事例集2017

・介護ロボット事例集2016

・介護ロボット重点分野別講師養成テキスト 移動支援機器(屋外)/見守り支援機器(介護施設)

【参 考】・介護ロボット導入好事例表彰事業受賞案件紹介ガイドブック（平成28年度老人保健健康増進等補助事業）

<補助金・助成金>

Ⅱ 補助金・助成金情報

(1) 地域医療介護総合確保基金（厚生労働省老健局）【問合せ先：都道府県庁】

介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものを対象に導入支援（補助上限額1機器30万円）

(2) 人材確保等支援助成金 介護福祉機器助成コース（厚生労働省職業安定局）【問合せ先：都道府県労働局】

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために介護福祉機器（※平成30年度より装着型（非装着型）移乗介助機器を含む）を導入し、労働者の離職率の低下が図られた場合、導入費用の一部を助成（機器導入助成、目標達成助成（それぞれ助成上限額150万円））

(3) 業務改善助成金（厚生労働省労働基準局）【問合せ先：都道府県労働局】

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度。生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成（助成上限額100万円）

【参考：IT導入支援】サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省）

中小企業の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売り上げ拡大に資する簡易的なITツールの導入支援（平成29年度補正予算額500億円、補助上限額50万円）※補助金HPに登録・公開されているITツールが対象。ハードは対象外。

<税制措置・金融支援・民間サービス>

Ⅲ 税制措置

- (1)中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例※
中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されるもの。
- (2)中小企業経営強化税制※
中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価格の10%の税制控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択できるもの。
- (3)商業・サービス業・農林水産業活性化税制
一定の設備を取得や製作等した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税制控除が選択適用（税制控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。

【参考：経営力向上計画】

介護分野の中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を地方厚生局に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。経営力向上計画は事業分野別指針に基づいて策定していただく必要があります。

▶ 主な関係書類（中小企業庁HPに掲載）

- ・介護分野における事業分野別指針
- ・経営力向上計画策定の手引き
- ・経営力向上計画申請書
- ・申請書記載例（介護）
- ・経営力向上計画チェックシート



Ⅳ 金融支援

- (1)独立行政法人福祉医療機構による無担保貸付
介護施設等における介護ロボット・ICTの導入等に伴う無担保貸付制度（無担保融資上限額3千万円）
- (2)日本政策金融公庫による低利融資※
経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができる。
- (3)商工中金による低利融資※
経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けることができる。
- (4)中小企業信用保険法の特例※
中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられる。
- (5)中小企業投資育成株式会社法の特例※
経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になる。
- (6)独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証※
資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられる。

Ⅴ 民間サービス情報

- (1)ロボットによる事故に備える保険（民間保険会社販売）
- (2)福祉用具情報（公益財団法人テクノエイド協会提供）
福祉用具情報提供システム、福祉用具ニーズ情報収集・提供システム、福祉用具ヒヤリ・ハット情報

※の支援は「介護ロボットの導入による業務負担の軽減」に取り組むことを含む経営力向上計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受けることが必要です。詳細は中小企業庁HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>) にてご確認ください。

<相談窓口>

介護保険 制度での 取り扱い

以下について、介護保険制度での取り扱いがあります。詳細は、各市町村にお問合せください。

(1) 福祉用具貸与・販売制度（厚生労働省老健局）

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象となります。

(2) 介護報酬での評価（厚生労働省老健局）

特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に評価します。

【相談窓口】

お問合せは
こちらへ

「相談窓口」を設置していますのでご利用ください。

※公益財団法人テクノエイド協会に委託して設置・開催

- 電話による相談 03-3266-6883 または 03-3260-5121
- メールによる相談 robot@techno-aids.or.jp
- 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日は休み)



Ⅲ－３ 行政の支援策（情報提供）

○厚生労働省ホームページ内に、「介護ロボットの開発・普及の促進」ページを開設(6月)。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>

○厚生労働省事業による過去の成果物のほか、開発関係者向けに「介護ロボットの開発・実用化支援策」、介護関係者向けに「介護ロボットの導入・活用支援策」を掲載。今後、省内他局、他省庁の情報も含め、随時情報を拡充。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled '介護ロボットの開発・普及の促進' (Promotion of Development and普及 of Care Robots). It features a navigation menu with categories like 'Policy', 'Statistics', and 'Regulations'. The main content area includes a section for 'Important Information' (重要なお知らせ) with several bullet points regarding the development and普及 of care robots, and a section for '1. What are Care Robots?' (1. 介護ロボットとは) which defines the term and lists key technologies. The right sidebar contains links to various policy documents and a mobile app download section.

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 調べたい語句を入力してください 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護ロボットの開発・普及の促進

福祉・介護 介護ロボットの開発・普及の促進

重要なお知らせ

重要なお知らせ

- こども向けページ(「介護ロボットのひみつを探る!〜介護ロボット博士による解説〜」(平成30年度こどもが関見学デーより))を開発しました。
- 介護ロボットの開発・実用化支援策のご紹介 〜開発関係者の皆様向けナリーフレット〜(平成30年7月13日)
- 介護ロボットの導入・活用支援策のご紹介 〜介護関係者の皆様向けナリーフレット〜(平成30年7月13日)
- 厚生労働省における介護ロボットの開発・普及体制強化します(平成30年3月30日)
- 「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂しました(平成29年10月12日)

1. 介護ロボットとは

- ロボットの定義とは、以下3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。
 - 情報を感知(センサー系)
 - 判断(知能・制御系)
 - 動作する(駆動系)
- このうちロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいます。
 - 介護ロボットとは(BOOK)
- 介護ロボット博士による解説(平成30年度こどもが関見学デーより)
 - 「介護ロボットのひみつを探る!〜介護ロボット博士による解説〜」(平成30年度こどもが関見学デーより)

2. ロボット技術の介護利用における重点分野

政策について

- 分野別の政策一覧
 - 健康・医療
 - 子ども・子育て
 - 福祉・介護
 - 雇用・労働
 - 年金
 - 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
 - 各種助成金・奨励金等の制度
 - 審議会・研究会等
 - 国会会議録
 - 予算および決算・税制の概要
 - 政策評価・独立評価

情報配信サービス
メルマガ登録

こどものページ

携帯ホームページ

- 携帯版ホームページ
では、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

○開発関係者向けに「介護ロボットの開発・実用化支援策」、介護関係者向けに「介護ロボットの導入・活用支援策」をまとめたリーフレットを作成(7月)。

【介護ロボットの開発・実用化支援策】のご紹介

介護ロボットの 開発・実用化を支援します！

介護機器は、利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図るために重要なものです。その介護機器にロボット技術を活用した「介護ロボット」によって、介護の質と生産性の向上が期待されています。

ロボット技術の介護利用における重点分野 (平成29年度10月改定)

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	入浴支援	介護業務支援
装着  ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器	屋外  高齢者等の外出をサポートし、荷物を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器	排泄物処理  排泄物の処理にロボット技術を用いた装置・機器を用いたトイレ	施設  介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	入浴支援  ロボット技術を用いて浴槽に入浴する際の一定の動作を支援する機器	介護業務支援  ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器
非装着  ロボット技術を用いて介助者による伝え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器	屋内  高齢者等の屋内移動や立ち降りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器	トイレ誘導  ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器	在宅  在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	入浴支援  ロボット技術を用いて浴槽に入浴する際の一定の動作を支援する機器	介護業務支援  ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

6分野13項目
厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目定め、その開発・導入を支援しています。

「介護ロボットの開発・実用化支援策」の詳細は、裏面をご参照ください。

手引き
などの
ご案内

- 福祉用具・介護ロボット開発の手引きの活用
「福祉用具・介護ロボット開発の手引き」(平成25年度厚生労働省作成)をお読みいただき、開発の各段階での留意点など基本的な知識を確認してください。
- 相談窓口と介護ロボットメーカー連絡会議の活用
本事業の一環として下記「相談窓口」の設置や「介護ロボットメーカー連絡会議」を開催していますので活用ください。

【相談窓口】
お問合せは
こちらへ

「相談窓口」を設置していますのでご利用ください。
※公益財団法人テクノエイド協会に委託して設置
● 電話による相談 03-3266-6883 または 03-3260-5121
● メールによる相談 robot@techno-aid.or.jp
● 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日は休み)



(H30.7)

「介護ロボットの開発・実用化支援策」について

I 厚生労働省介護ロボット開発等加速化事業【平成29年度までの実績】

- 着想段階**
(1) ニーズ・シーズ連携協議のための協議会の設置
開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。
【報告書】「介護ロボットのニーズ・シーズ連携協議協議会設置事業支援業務報告書」(平成29年度/平成28年度)
- 開発段階**
(2) 試作機器の介護現場での実証支援
開発中の試作機器について介護現場での実証支援のほか、介護職員等との意見交換、専門職によるアドバイス支援を実施(平成30年度末現在協力施設数621)
【報告書】「福祉用具・介護ロボットの開発と普及」(2017/2016/2015)
・福祉用具・介護ロボット実用化支援2014
・2012年度介護機器等モニター調査事業
- 上市段階**
(3) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援
介護ロボットを活用した効果的な介護方法の開発を支援
【報告書】「介護ロボット・導入・活用のポイント」(平成28年度/平成27年度)
- 普及・啓発**
(4) 普及・啓発
① 介護ロボットフォーラム：介護ロボットの体験展示、使用方法の説明、導入に関する相談、効果的な活用事例の報告などを実施
② 介護ロボット普及モデル事業：介護ロボットの体験展示、試用貸出、使用方法の研修などを実施
③ 介護ロボット活用事例：介護施設への商品化された介護ロボットの試用貸出を支援
④ 導入事例集
【報告書】「介護ロボット導入活用事例集2017」
「介護ロボット事例集2016」
「介護ロボット重点分野別講師養成テキスト」
「移動支援機器(屋外)/見守り支援機器(介護施設)」
【参考】「介護ロボット導入好事例表彰事業受賞案件紹介ガイドブック」(平成28年度老人保健推進推進等補助事業)

II 補助金・助成金情報

- ロボット介護機器開発・標準化事業(開発補助事業)(経済産業省)
自立支援型ロボット介護機器等の開発を補助(平成30年度補助上限額1億円、平成30年6月12日公募締切)
【参考】高齢者等向けの新たなIoTサービスの研究開発支援 情報通信利用促進支援事業費補助金(総務省)
高齢者・障害者のための通信・放送役務の高度化に関するもの、又はこれまでに実施されていない高齢者・障害者のための通信・放送役務に関するもの研究及び開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を補助(平成30年度補助上限額3,000万円、平成30年4月6日公募締切)
【参考】ものづくり補助金 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金(中小企業庁)
生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の経費の一部を補助(平成29年度補正予算額1,000億円、一次公募：平成30年4月27日締切、二次公募：時期未定)

III 基準・規格情報

- ロボット介護機器開発・導入促進事業(基準策定・評価事業)(経済産業省)
安全評価・効果性能・開発実証試験の基準を策定(介護ロボットポータルサイト(<http://robotcare.jp/>))にて公表予定)
- 工業規格(経済産業省)
JIS13462 ロボット及びロボットデバイス-生活支援ロボットの安全要求事項(国際規格)
JIS138445 ロボット及びロボットデバイス-生活支援ロボットの安全要求事項
JIS138446-1 生活支援ロボットの安全要求事項-第1部：マニピュレータを備えない静的安定移動作業型ロボット
JIS138446-2 生活支援ロボットの安全要求事項-第2部：低出力装置型身体アシストロボット
JIS138446-3 生活支援ロボットの安全要求事項-第3部：自立型制御型身体アシストロボット
JIS138456-1 生活支援ロボットの安全要求事項-第1部：移動型身体アシストロボット

IV 民間サービス情報

- ロボット実証試験中の事故に備える保険(民間保険会社が販売)
- 福祉用具情報(公益財団法人テクノエイド協会が提供)
福祉用具提供システム / 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム / 福祉用具ヒヤリ・ハット情報

注1 詳細は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>)又は各掲載のホームページにてご確認ください。

注2 掲載した情報のほか、自治体等による独自の支援も存在します。

介護ロボットの
導入・活用を支援します！

介護関係者の
皆様へ

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	入浴支援	介護業務支援
装着 ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器	屋外 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 屋内 高齢者等の屋内移動や立ち上がりをサポートし、特にトイレの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器	排泄物処理 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ トイレ誘導 ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器	施設 介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム 在宅 在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	 ロボット技術を用いて浴槽に入らざる際の一連の動作を支援する機器 ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・整理し、それを基に、高齢者等の必要な支援に応用するところを可能とする機器	
非装着 ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器	装着 高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器	動作支援 ロボット技術を用い、トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器	生活支援 高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器	6分野13項目 厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目定め、その開発・導入を支援しています。	

6分野13項目

厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目定め、その開発・導入を支援しています。

【相談窓口】
お問合せは
こちらへ



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細

(1) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援
介護ロボットを活用した効果的な介護サービスの開発を支援
【報告書】・介護ロボット・導入・活用のポイント・成果概要（平成28年度/平成27年度）

(2) 普及・啓発

① 介護ロボットフォーラム：介護ロボットの体験展示、使用方法の説明、導入に関する相談、効果的な活用事例の報告などを実施

② 介護ロボット普及モデル事業：介護ロボットの体験展示、試用貸出、使用方法の研修などを実施
（平成24年度～全国9拠点：北海道介護実習・普及センター、愛知県介護実習・普及センター、近畿高齢者総合支援センター、茨城県福祉サービス推進会、なごの福祉利用プラザ、兵庫県立福祉のまちづくり研究所、福井県利用プラザ北九州、佐賀県在宅生活サポートセンター、大分県社会福祉協議会支援センター）

③ 介護ロボット試用貸出：介護施設への商品化された介護ロボットの試用貸出を支援

④ 導入事例集

【報告書】・介護ロボット導入活用事例集2017
・介護ロボット事例集2016
・介護ロボット活用事例集2015年度版テキスト 移動支援機器（座付/見守り支援機器）（報告書）
【参 見】・介護ロボット導入好事例調査事業実施要領ガイドブック（平成28年度老人保健看護推進補助事業）

(1) 地域医療介護総合確保基金（厚生労働省労働基準局）【問合せ先：都道府県庁】
介護保険等の確保に資して実施する介護事業者負担軽減のための介護ロボット・介護車・介護床の実践のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものを対象に導入支援（補助上限1機器30万円）

(2) 人材確保等支援助成金 介護福祉機器導入助成コース（厚生労働省職業安定局）【問合せ先：都道府県労働局】
事業主が主として介護者の身体的負担を軽減するために介護福祉器具（平成30年度より作業服（非装着型）乗降介助器具を含む）を導入し、労働者の離職率の低下が図られた場合、導入費用の一部を助成（機器導入助成、目標達成助成（それぞれ助成上限15万円））

(3) 業務改善助成金（厚生労働省労働基準局）【問合せ先：都道府県労働局】
業務改善活動で、中小企業、小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場運営で最も高い資金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るもの。制度上、生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業場、その設備投資にかかった費用の一部を助成（助成上限100万円）

【参考：1）導入支援】サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省）
中小企業等の生産性を向上させるための助成やサービス導入に資する資金として、ITサービスの導入支援（平成29年度補正予算額100万円、扶助上限90万円）※補助金制に非脱税、公開されたITツールが対象。ITサービス対象外。

(1) 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例※ 中小企業等経営強化法の規定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、固定資産税が3年間にわたって半分に軽減される。 (2) 中小企業等経営強化法の特例 中小企業等経営強化法の規定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価格の10%の税制控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択できる。 (3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 一定の設備を取得や製作等した場合に、取得価格の30%の特例減税（設備取得が製造業（機械製造は資本金3,000万円以下法人、個人事業主など）にのみ適用）が選択できる。	(1) 独立行政法人福祉医療機構への無担保貸付 施設施設等における医療・保健・ICTの導入等に伴う無担保貸付制（無担保貸付金上限額3千万円） (2) 日本政策金融公庫による低利融資※ 経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができる。 (3) 商工中金による低利融資※ 経営力向上計画の認定を受けた事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けることができる。 (4) 中小企業信用保証法の特例※ 中小企業者が、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証の活用、普通保証制度と同時での追加保証（保証額の拡大）が受け入れられる。
---	--

介護分野の中小企業・小規模事業者や中小企業は、経済力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営方向性計画」を、地方厚生に申請して公表し、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けやすくなる。経営力向上計画は事業分野別指針に基づいて策定していただく必要がある。

・介護分野における事業分野別指針
・経営力向上計画策定の手引き
・経営力向上計画申請書
・申請書記載例（介護）
・経営力向上計画チェックシート

(1) ロボットによる事故に備える保険（民間保険会社販売）
(2) 福祉用具情報（公益財団法人テクノエイド協会提供）
福祉用具情報提供システム、福祉用具ニーズ情報収集・提供システム、福祉用具ヒヤリ・ハット情報

※の支援は介護ロボットの導入による業務負担の軽減に取り組むことを含む経営力向上計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受けることが必要です。
詳細は中小企業庁HP(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)にてご確認ください。

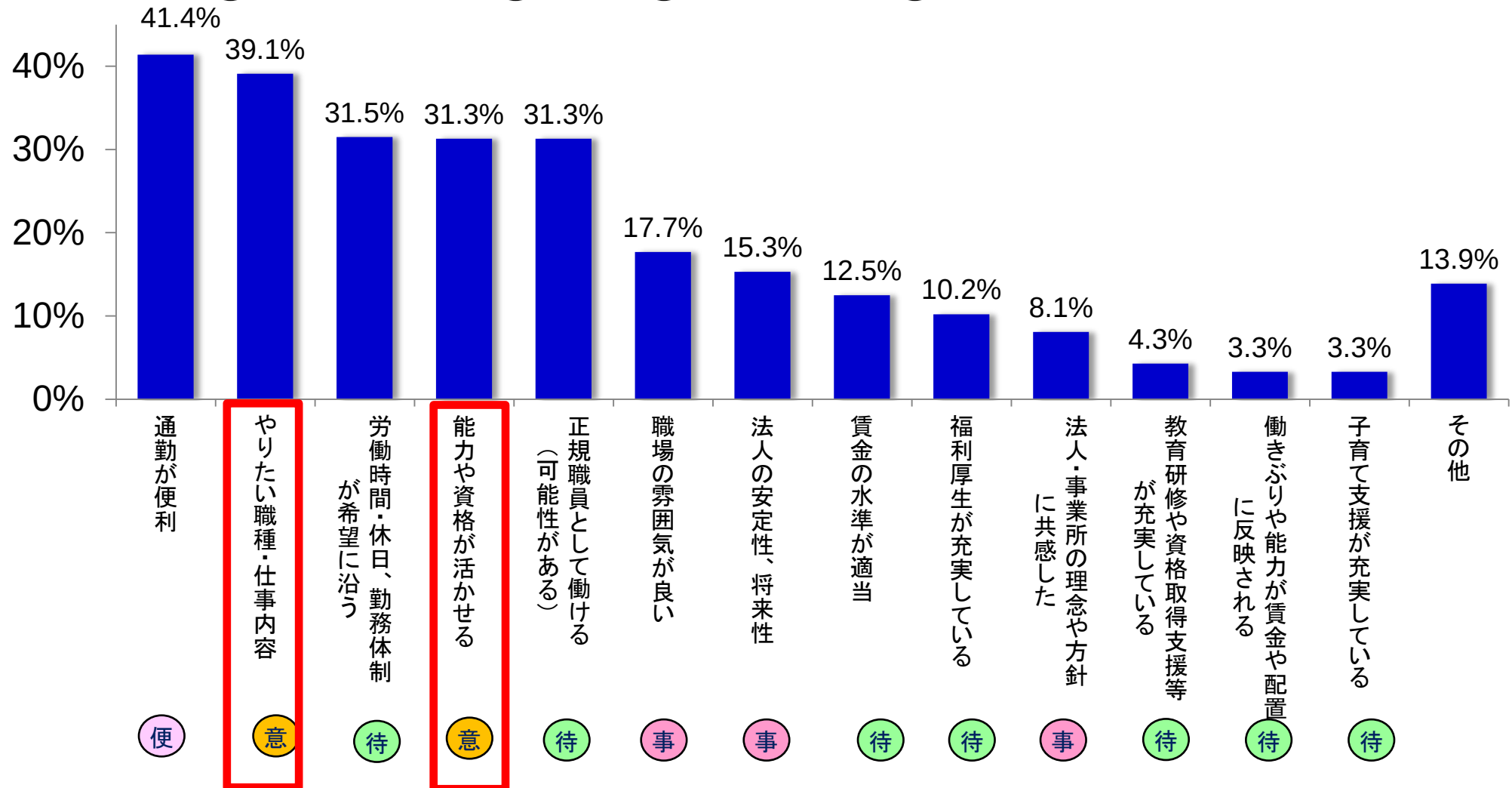
注1 詳細は厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>) 又は各組織のホームページにてご確認ください
注2 振興財団・情報協会のほか、自治体等による独自の支援も存在します。

IV－1 開発・流通に当たっての留意点 （介護現場の課題は何か？）

現在の職場を選択した理由(介護福祉士:複数回答)

○ 入職時には、介護という仕事への思いに比べると、法人・事業所の理念・方針や職場の状況、子育てなどの面への関心は相対的に低い。また、通勤や労働条件についても関心が高い。

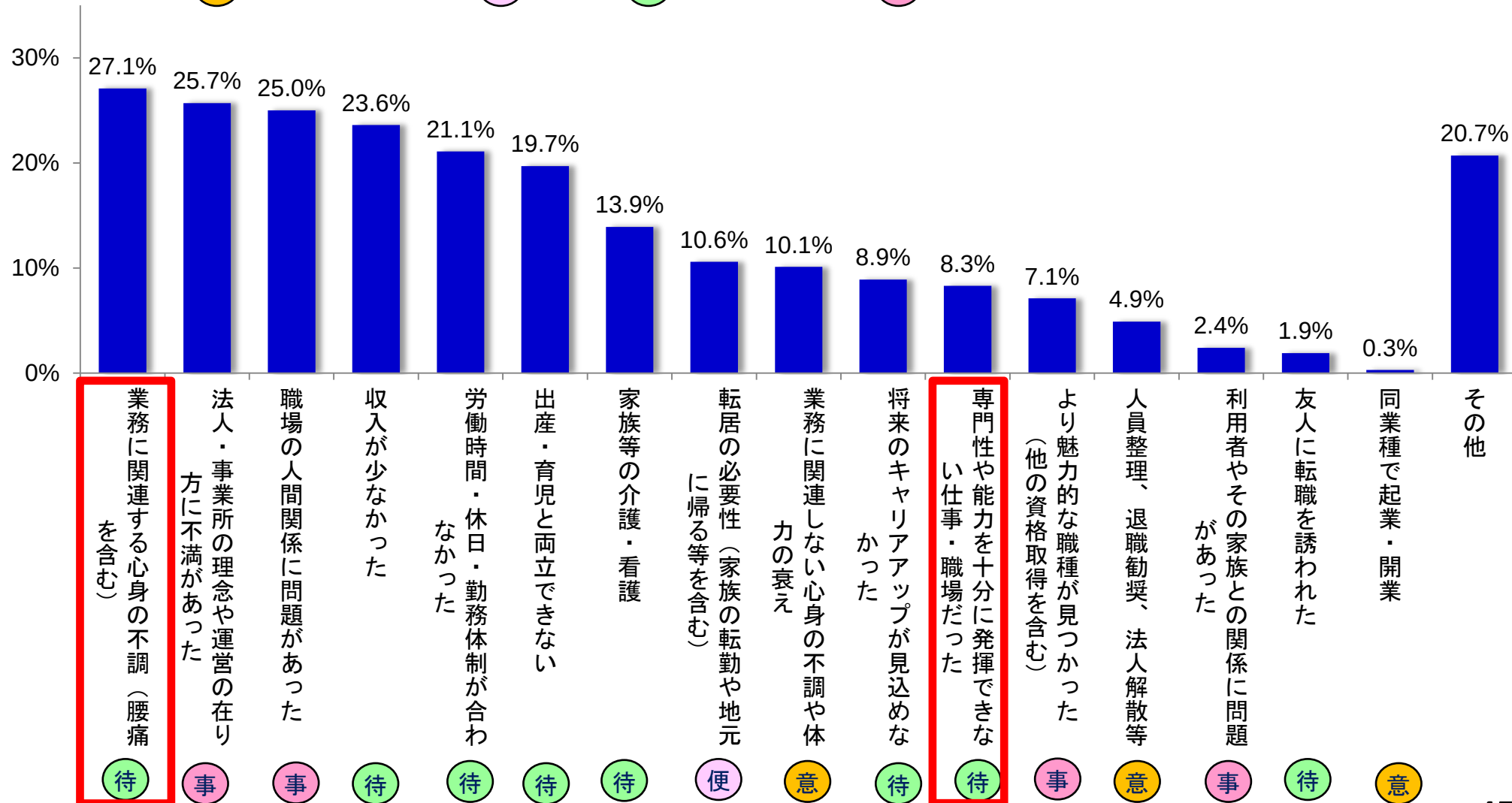
回答の分類: (意) 個人の意識・意欲、(便) 便利さ、(待) 待遇・労働環境、(事) 事業所・経営者のマネジメント



過去働いていた職場を辞めた理由(介護福祉士:複数回答)

○ 離職時には、業務に関連する心身の不調や、職場の方針、人間関係などの雇用管理のあり方がきっかけとなっている。

回答の分類: (意) 個人の意識・意欲、(便) 便利さ、(待) 待遇・労働環境、(事) 事業所・経営者のマネジメント



IV－2 開発・流通に当たっての留意点 (現行の製品・現在の流通の課題は何か?)

介護ロボットの導入効果について

(介護サービス事業者の使用状況報告書をもとに作成)

見守り

○施設



・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

移乗支援

○装着



・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

移乗支援

○非装着



・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

移動支援

○屋外



・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

排泄支援

○排泄物処理



・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

サンプル数	2,949	1,294	299	229	41
介護者の負担の軽減	66.0%	84.0%	77.9%	56.8%	90.2%
ケアの質向上	56.2%	12.1%	33.4%	40.2%	46.3%
リスク低下	46.1%	1.3%	7.0%	21.4%	19.5%
利用者・入所者の自立支援	2.3%	0.9%	5.7%	47.2%	9.8%

注1. 介護ロボット等導入支援特別事業（平成27年度補正予算）の対象となった介護サービス事業者の平成28年度使用状況報告書をもとに作成。

注2. 使用状況報告書（自由記述方式）において、介護サービス事業者が言及した割合。

介護ロボットの不都合な点について

(介護サービス事業者の使用状況報告書をもとに作成)

見守り

○施設



・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

移乗支援

○装着



・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

移乗支援

○非装着



・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

移動支援

○屋外



・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

排泄支援

○排泄物処理



・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

サンプル数	2,949	1,294	299	229	41
機器の要因	64.0%	84.6%	66.6%	68.6%	63.4%
利用者との整合	11.0%	25.8%	37.1%	26.6%	26.8%
施設の体制	14.6%	15.8%	25.4%	8.3%	24.4%
コスト	5.2%	4.3%	7.4%	3.5%	22.0%

注1. 介護ロボット等導入支援特別事業（平成27年度補正予算）の対象となった介護サービス事業者の平成28年度使用状況報告書をもとに作成。

注2. 使用状況報告書（自由記述方式）において、介護サービス事業者が言及した割合。

注3. 「コスト」については、導入費用の助成（1施設・事業所につき上限額92万7千円）を受けた事業者からの報告であることに留意が必要。50

【参考】介護機器とは

○区別

(H4.7.2厚生省介護機器等研究開発推進会議報告書抜粋)

介護を要する者自身が使用し、自らの足りない能力を補いつつ自立を目指す「**自立支援機器**」と、介護者がその作業を合理化する目的で使用する「**介護支援機器**」に大別できる。

○目的

積極的に介護機器等を開発し、普及・定着させることにより、**障害者や高齢者の自立した生活に寄与**し、さらに介護の省力化に努めることで**介護者の負担の軽減**を図ることが求められる。また、現在の介護等の作業には、**機械が行うことが適当である部分**も多く、そうした作業を**機械を用いて行うことによって、より人間的な介護を充実**させることも必要である。

○開発の基本理念(概要)

介護機器等は、単に障害者や高齢者の身体的機能の不足を補い、介護者の作業を肩代わりするものではなく、誰もが自己実現と社会参加できることを目指すものである。

1. 身体的・精神的な機能の維持の重視

障害者及び高齢者の身体的・精神的機能を維持増進させることを目的とすべきである。

2. 自立の重視

各人が、自立した生活を営めるように支援することを目的とすべきである。

3. 人間性の尊重

介護を受ける者のクオリティ・オブ・ライフに配慮したきめ細かな介護を提供できる機器が必要である。

4. 人間と機械との役割分担

人が介護した方が望ましい動作は人が、機器がふさわしい部分は機器を用いて介護を行うというように役割分担が必要である。

5. 使用者の身体状況への配慮

高齢者の身体的・精神的状況に配慮し、使いやすいことが求められる。

6. 使用環境への配慮

使用環境(家庭、施設)に適應するよう、大きさや重量等に配慮が必要である。

【参考】介護機器の開発の基本理念(詳細)

1. 身体的・精神的な機能の維持増進の重視

現在、日常生活を営むのにほぼ支障のない障害者や高齢者については、身体的・精神的機能を維持し、充実した社会生活を送ることができるようにするとともに、**できるだけ介護を要しない状態を保つことが望ましい**。また介護を要する障害者や高齢者も、現在の身体的・精神的機能を維持増進し、**それ以上の介護を要しないようにすることが望ましい**。...

2. 自立の重視

...あまり早い時期から介護支援機器を使用すると、機器を使用しなければ保持し得たはずの能力まで低下させてしまうことがある。このような**「退行現象」を意識せずに介護支援機器を使用すると、むしろ自立を阻害する結果になりかねない**。...

3. 人間性の尊重

...**部分介護の状態であっても、安易に全介護としてしまう**ことがある。例えば、排尿や排便が十分自制できなくなったら、介護者が能率高く業務をこなせるように、すぐおむつをするような介護の方式である。しかし、**このような発想は、人間性に関わる問題であり、進んではならない方向**である。

4. 人間と機械との役割分担

...**たとえ機器が開発されていても機器ではなく人の手が望ましい介護が存在する**。例えば、食事の時には、介護者が言葉を交わしながら介護する方が、介護を受ける者に精神的な満足感を与える。これに対して、例えば、①介護に大きな力が必要になる場合、②排泄のように、介護を受ける者の羞恥心に配慮する必要がある場合、③何回も同じ動作を繰り返す必要がある場合等のように、機械により介護する方が好ましい場合がある。したがって、介護機器等の開発に当たっては、人の手による介護と機械による介護を峻別し、日常生活動作の中で機器の使用が望ましい場面について、介護者の身体的、精神的、時間的負担を取り除くことに重点を置き、それによって生じた余裕を利用して、人の手による暖かい介護を行うことを目的とすべきである。

5. 使用者の身体状況への配慮

...核家族化が進み高齢者のみの世帯が増え、また平均寿命が延びたために二世帯同居であっても高齢者同士で構成させる世帯が増加している。そのため、**自立支援機器や介護支援機器を利用する者自身も高齢であることに配慮**する必要がある。...

6. 使用環境への配慮

...わが国の家屋の多くは木造であるため機器の重量に制約があり、面積が小さいため大型機器の使用には適さない。したがって、**小型化と軽量化の方向性で機器を開発**する必要がある。電気機器の場合、**省エネルギー化**により長時間使用できることが必要である。**機器の取り外しや移動が簡単**にでき、**騒音がない**こと等、同居家族に対する配慮も必要である。**内装との調和**という視点も求められる。

介護ロボットの導入・定着に向けた留意点

(平成29年度介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書より)

1. 導入準備段階の留意点	<u>(課題分析と導入目的の明確化)</u> 機器の導入に先立ち、介護現場の課題を分析し、機器導入の目的を明確にする。
	<u>(委員会を通じた職員への周知と合意形成)</u> 機器の導入に先立ち、委員会を設置して、機器導入の目的を介護に関わる全ての職員に対して周知し、合意形成を図る。
2. 導入時の留意点	<u>(リーダーを中心とした試行、研修の実施)</u> 機器の導入時には、介護現場での機器の効果的・効率的な活用のために、リーダーが中心となって、利用方法に関する十分な試行及び研修を実施する。
	<u>(施設等の物理的環境、業務環境への配慮)</u> 機器の導入時には、介護施設等の物理的環境、業務環境等に配慮する。
3. 導入後の留意点	<u>(データの蓄積・分析とケアプランへの位置づけ)</u> 機器の導入後は、機器の利用状況等に関するデータを蓄積し、PDCA サイクルを構築する。
	<u>(機器導入・定着の効果検証)</u> 機器導入の効果に関する評価指標を設定し、機器の導入後は継続的に機器導入・定着の効果を検証する。

在宅市場も視野に入れた開発の推進

(平成29年度介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業報告書より)

6. 介護現場でのロボット介護機器導入による介護技術開発、負担軽減や介護の質の向上に向けて

6.2介護現場へのロボット介護機器の導入・定着を支える基盤の整備・充実

(4)在宅市場も視野に入れたロボット介護機器開発の推進

本事業は介護施設におけるロボット介護機器の導入効果を検証したが、その開発は発展途上にある。開発企業には、現場のニーズに即した性能の機器開発や低価格化に向けたより一層の努力を求めたい。

また、ロボット介護機器が更に普及し利活用が促進されるためには、在宅におけるロボット介護機器の導入も重要な論点の一つとなる。在宅の場合、環境（住宅環境、世帯構成、介護者の状況等）は各世帯によって大きな違いがあり、ニーズも多様になると想定される。それらの多様なニーズに応えるロボット介護機器の開発・普及が促進されることにより、日本国内だけでなく、世界をリードするロボット介護機器の市場が創生されることを願ってやまない。

IV－3 開発・流通に当たっての留意点 (テクノロジーの活用により何を支えるか？)

介護保険法の目的

○介護保険法

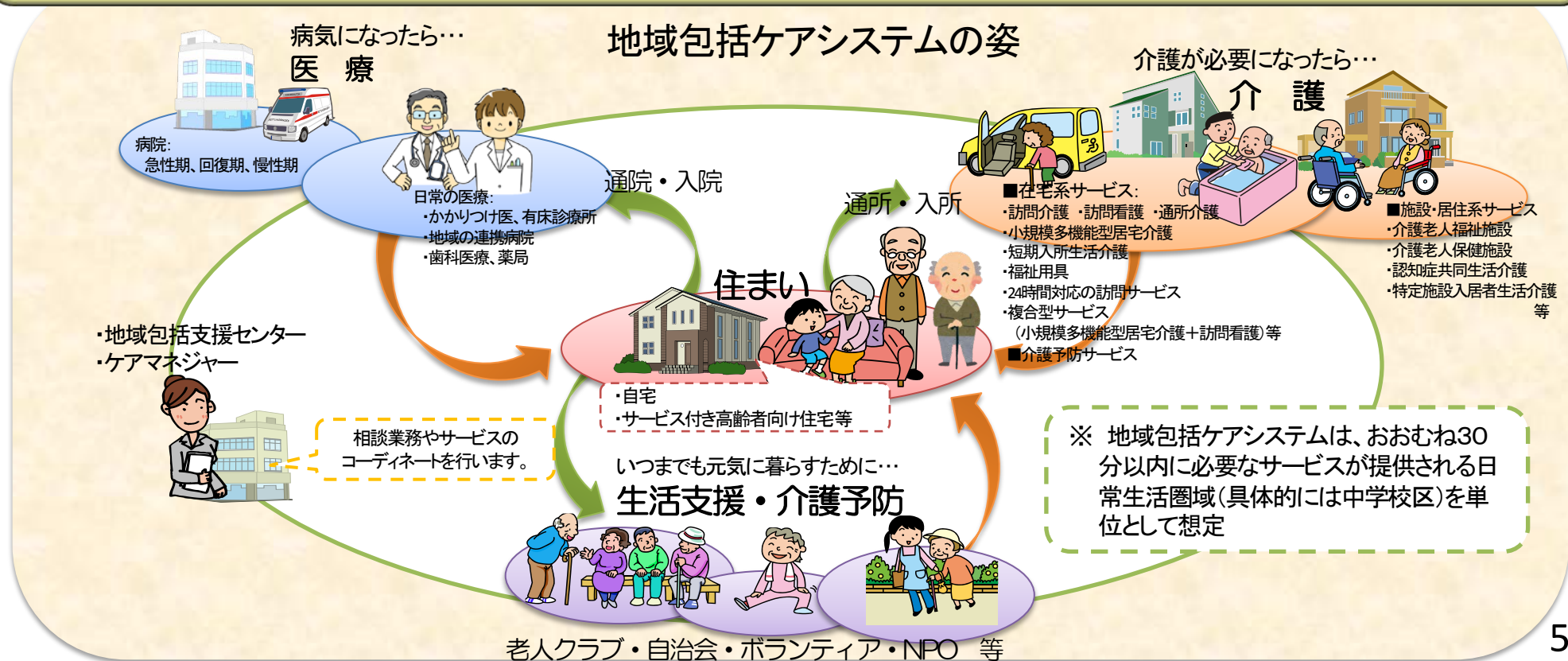
第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域包括ケアに関する規定

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月公布）

（医療制度）

第四条

4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して**地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。））を構築することを通じ、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。**次項及び同条第二項において同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一～三（略）

（介護保険制度）

第五条

2 政府は、低所得者をはじめとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、**地域包括ケアシステムの構築を通じ、**必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、次に掲げる事項及び介護報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一～六（略）

介護保険法第5条第3項

⇒平成23年介護保険法改正で追加した地域包括ケアの規定

（国及び地方公共団体の責務）

第五条

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

V – 1 参考（重点分野の改訂）

報道関係者 各位

平成 29 年 10 月 12 日

【照会先】

老健局高齢者支援課

課長補佐 田口 勲（内線 3990）

係 長 平嶋 由人（内線 3985）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2888

「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂しました

～自立支援による高齢者の生活の質の維持・向上と
介護者の負担軽減の実現を図るため、1分野5項目を追加～

厚生労働省と経済産業省は、自立支援による高齢者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の両方の実現を図るため、「ロボット技術の介護利用における重点分野」（平成 24 年 11 月策定、平成 26 年 2 月改訂）を改訂し、新たに 1 分野（介護業務支援）と 5 項目を追加しました。これまでの 5 分野 8 項目と合わせ、6 分野 13 項目が今後の重点分野となります。（分野と項目については次ページ参照）

今回の改訂は、介護現場と開発企業の協議を通じて、介護現場のニーズを反映したロボット介護機器の提案を取りまとめている厚生労働省の「ニーズ・シーズ連携協調協議会」から提案された内容等に基づくもので、高齢者にとっても介護者にとっても実際の介護の場面で利用したいと感じられるよう、介護現場のニーズを真に汲み取ったものです。また、介護業務の生産性と効率性の向上を図ることはもとより、作業負担の軽減など魅力ある職場づくりにもつながるものです。

今後、経済産業省では、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施するロボット介護機器開発・導入促進事業において、開発支援を行います。本事業の公募を本年度中に開始する予定です。

また、厚生労働省では、開発中の試作器について介護現場での実証、成果の普及啓発などを行い、実用化を促す環境を整備するほか、ロボット介護機器を活用した介護技術の開発を支援していきます。

【重点分野の概要】（●印が今回新たに決定した重点項目）

（１）移乗介助

- ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器
- ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

（２）移動支援

- 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
- 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器
- 高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

（３）排泄支援

- 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ
- ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器
- ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

（４）見守り・コミュニケーション

- 介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- 在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- 高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

（５）入浴支援

- ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

（６）介護業務支援

- ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

【別添】ロボット技術の介護利用における重点分野（平成 29 年 10 月改訂）

ロボット技術の介護利用における重点分野

平成 24 年 11 月策定

平成 26 年 2 月改訂

平成 29 年 10 月改訂

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
経済産業省 製造産業局 産業機械課

1. 背景及び概要

「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）では、ロボット介護機器の開発において、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現を掲げるとともに、ロボット介護機器の開発重点分野の再検証を行い、戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させることとしている。

平成 28 年度において、介護現場と開発企業が協議し、介護現場のニーズを反映したロボット介護機器開発の提案内容を取りまとめるニーズ・シーズ連携協調協議会を設置するとともに、介護分野におけるコミュニケーションロボットの活用に関する大規模実証試験を実施したところ、新たに開発・実用化を重点的に進めるべきロボット介護機器が明らかになった。

このため、平成 24 年 11 月に経済産業省と厚生労働省が策定（平成 26 年 2 月改訂）した「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂することとした。

以下のとおり、ロボット介護機器の開発・実用化にかかる重点分野を 1 分野 5 項目追加し、合計 6 分野 13 項目とする。

なお、この重点分野は、今後の科学技術や社会状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

2. 重点分野の特定に向けた考え方

（1）基本的な考え方

- ロボット介護機器の開発等により、自立支援等による高齢者等の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の両方を実現することを目指す。
- 技術オリエンテッドではなく、高齢者等にとっても、介護者にとっても、

実際の介護の場面で利用したいと感じられる、現場のニーズを真に汲み取ったロボット介護機器の開発等を推進する。

- 介護業務の生産性と効率性の向上を図る観点はもとより、魅力ある職場づくりを進める観点も踏まえる。

（2）具体的な選定基準

- 高齢者等の自立支援と介護者の負担軽減を実現するものであること。ただし、医療機器としての開発が適当であるものは対象としない。
- ニーズ・シーズ連携協調協議会の協議結果等において、介護現場のニーズや関心の高い分野であること。
- ロボット技術の利用が合理的な分野であること。

3. 今後の開発等の重点分野

ロボット技術の介護利用は、現在、様々な分野で様々な主体により進められているが、両省が実施する開発等の支援における重点は、当面以下のとおりとする。（※●が今回追加した新重点分野）

（1）移乗介助

- ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器
- ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

（2）移動支援

- 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
- 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器
- 高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

（3）排泄支援

- 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ
- ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器
- ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

【別紙1-9】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

(定義)

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ(仮)

※ニーズ・シーズ連携協議協議会報告書より転載

(4) 見守り・コミュニケーション

- 介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- 在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- 高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

(5) 入浴支援

- ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

(6) 介護業務支援

- ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

4. その他

(1) 引き続き調査・検討を行う分野

ニーズ・シーズ連携協議協議会等により幅広く介護現場のニーズを把握し、必要に応じて両省が実施する開発等の支援における重点への位置づけを検討する。

(2) 開発と普及の好循環の創出

- ロボット介護機器の開発と普及の好循環を創出できるよう、両省で協力する必要がある。
- 介護現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、ロボット介護機器の開発プロジェクトを牽(けん)引するプロジェクトコーディネーターを育成・配置する。
- 安全面に配慮したロボット介護機器の開発を進め、ロボット介護機器の効果を評価し、介護現場での実証を促進する。
- ロボット介護機器の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。

【別紙１－１０】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

(定義)

- 使用者が装着する場合には、容易に着脱可能であること。
- 使用者の生体情報等に基づき排尿又は排便を予測することができる。
- 予測結果に基づき的確なタイミングで使用者をトイレに誘導することができる。



重点分野のイメージ(仮)

※ニーズ・シーズ連携協議協議会報告書より転載

【別紙１－１１】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

(定義)

- 使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ(仮)

※ニーズ・シーズ連携協議協議会報告書より転載

【別紙１－１２】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

(定義)

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となり得る。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、ADL(日常生活活動)を維持向上することができる。



重点分野のイメージ(仮)

【別紙１－１３】

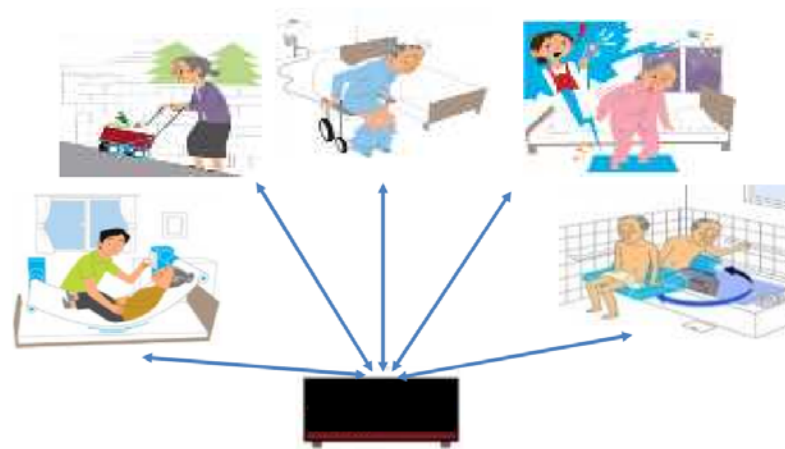
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

介護業務支援

ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

(定義)

- 共有する情報は、ロボット介護機器により得られたものとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を活用して、ロボット介護機器が適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成システム等に連結することが可能であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ(仮)

V－2 参考（厚生労働省支援策の概要）

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

着想 段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ

※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

開発 段階

モニター調査

・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

上市 段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発

※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発

※研修、普及啓発イベント等の実施

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

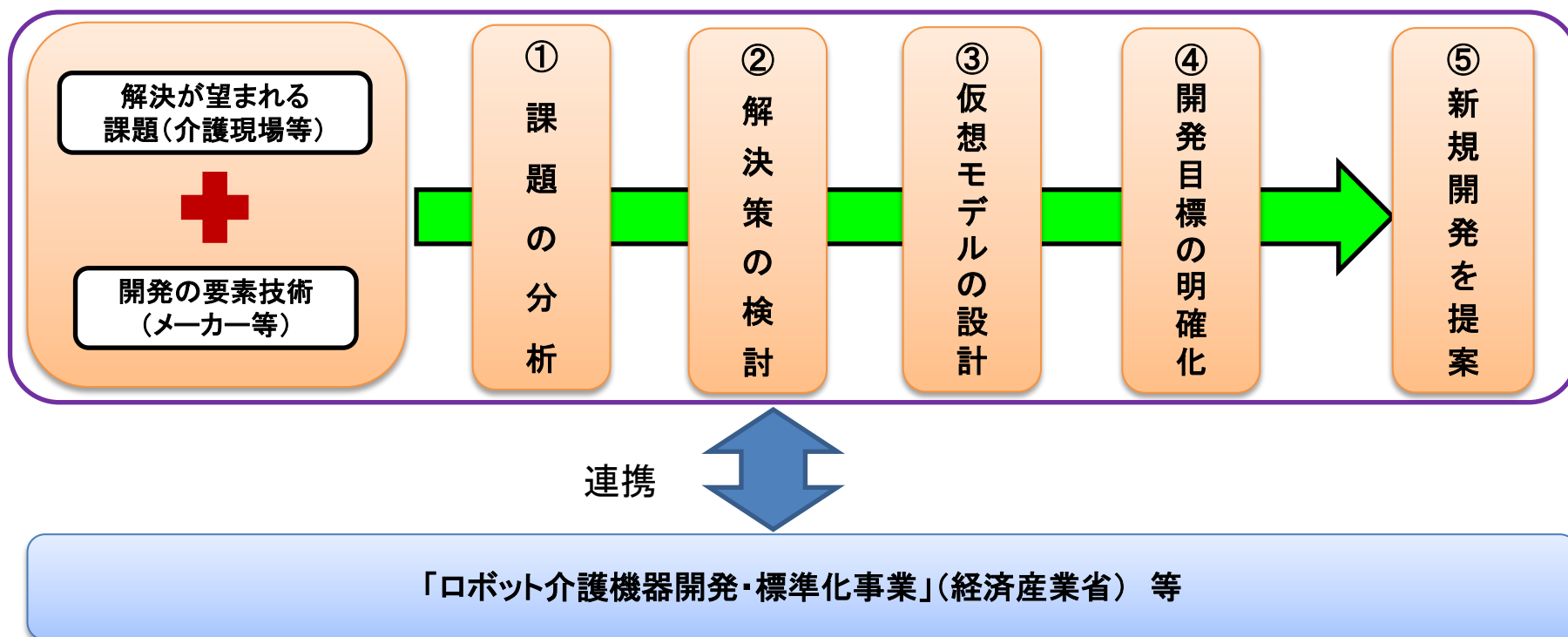
○平成30年度予算
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)
の内数

○ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(経済産業省)等と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

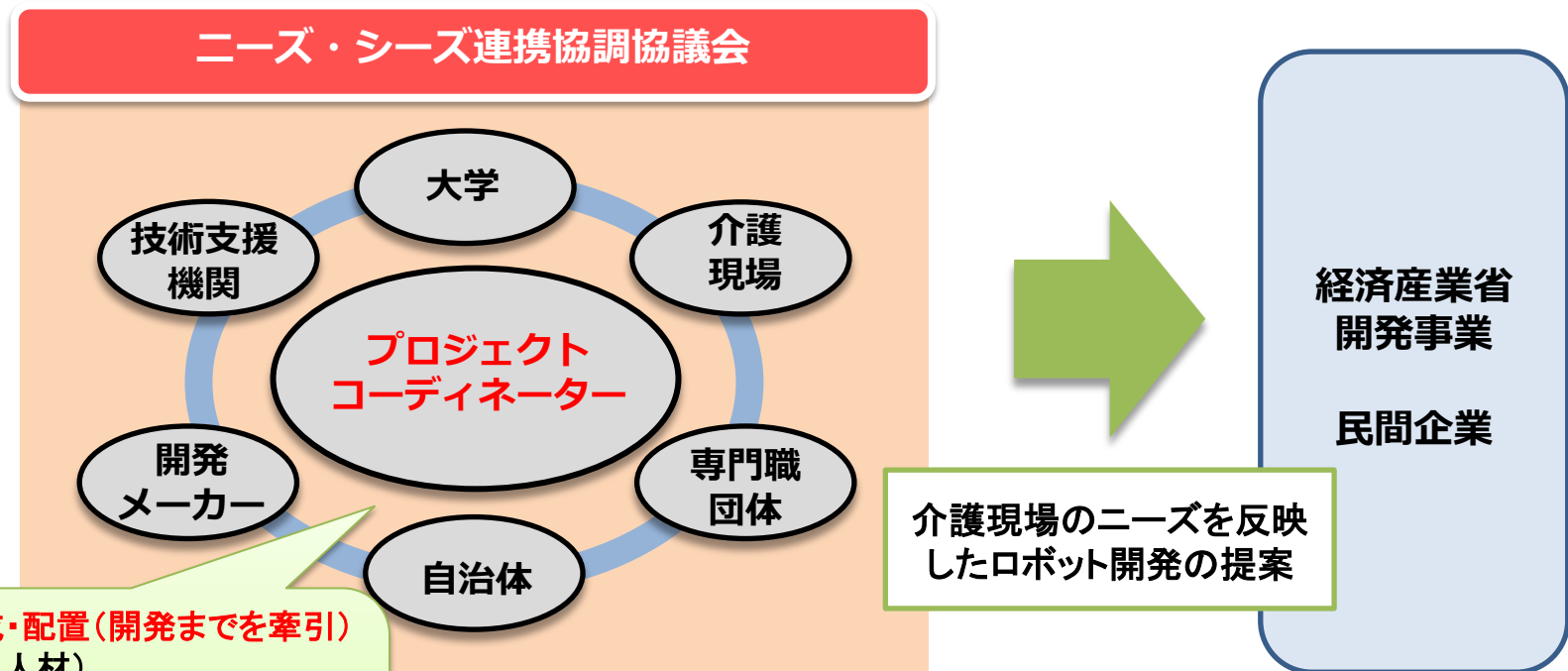
ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



(参考)プロジェクトコーディネーターの位置付け

- 平成28年度から、開発企業や介護現場等が協議し、介護現場のニーズを反映したロボット開発の提案内容を取りまとめる「ニーズ・シーズ連携協調協議会」を実施
- 本提案内容が経済産業省の開発事業や民間企業の開発等に結び付けられるよう、提案から開発までを牽引する「プロジェクトコーディネーター」を新たに育成・配置

プロジェクトコーディネーターの位置付け



- 新たに育成・配置(開発までを牽引)
(想定される人材)
介護現場及びロボット開発に関して
十分な知見や経験を有する者
- ・福祉関係専門職(作業療法士等)
 - ・工学・機械関係専門職 等

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成30年度予算
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)
の内数

【具体的な取り組み内容(平成30年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や
開発等に関する相談
窓口を開設

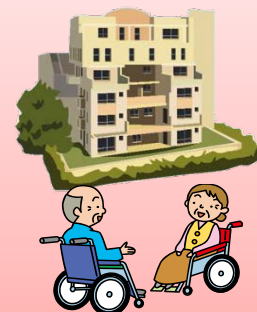
- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所
等をリストアップし、開発の状態
に応じて開発側へつなぐ。

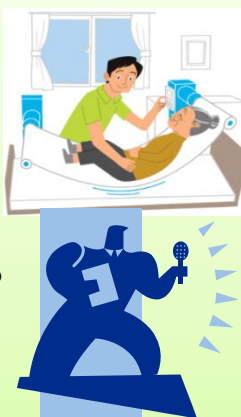
- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等
について、協力できる施設・事業
所等を中心にモニター調査を行う。

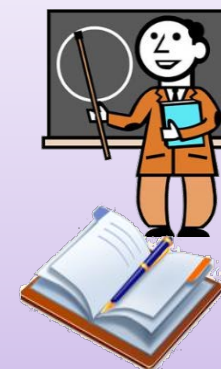
- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットに
ついて必要な知識が得られる
よう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修 等



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

○平成30年度予算
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)
の内数

1. 概要

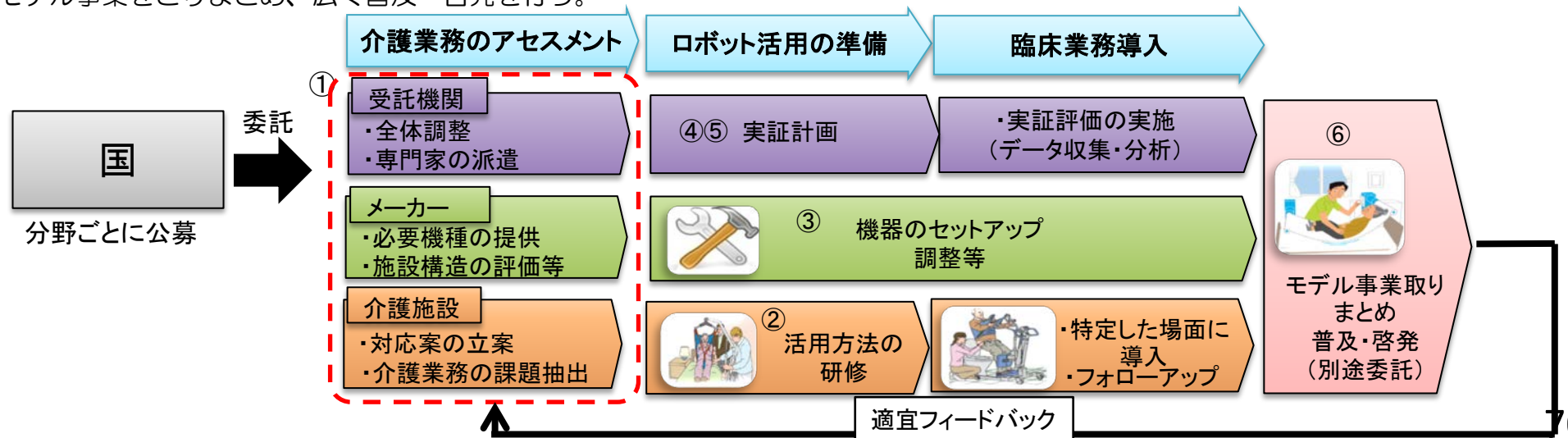
- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設（介護施設）に派遣。
- 対象機器は、開発重点分野を基に選定し、5カ所で実施。
- 公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、広く普及・啓発を行う。



介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

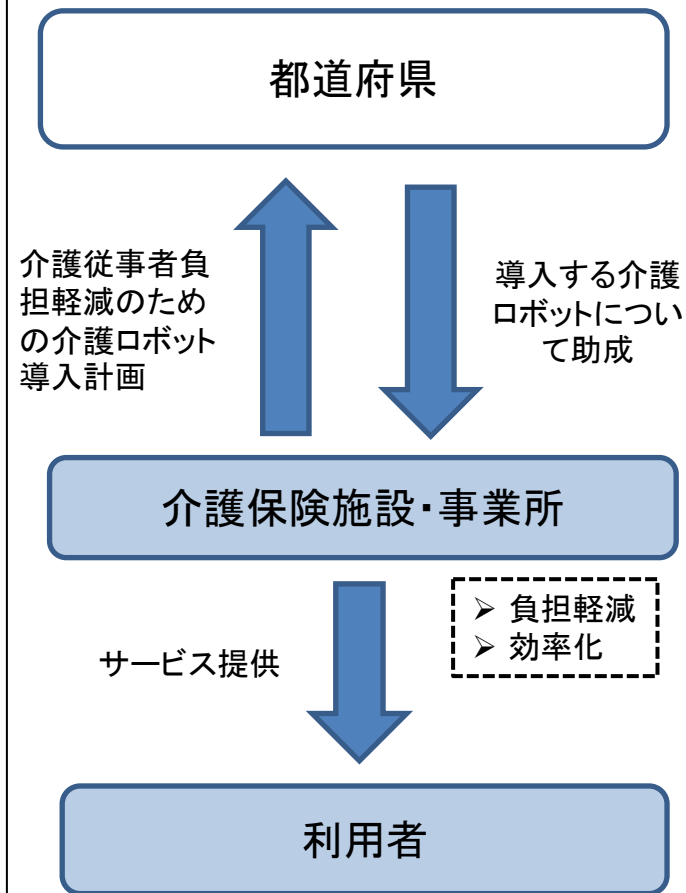
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことと他の介護施設等の参考となるべき内容であること。（3年計画）
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
1機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- ii 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- iii 介護ロボット導入計画との関係
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



介護保険における福祉用具

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【 厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている 】

対象種目

【福祉用具貸与】＜原則＞

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 自動排泄処理装置

【福祉用具販売】＜例外＞

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部
- ・ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目（原則年間10万円を限度）

貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

夜勤職員配置加算の要件の見直し

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護の夜勤については、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価が平成30年介護報酬改定により設けられました。
- 評価に関する規定は、以下のとおりです。

各サービス単位数表上の夜勤職員配置加算の規定

- 介護老人福祉施設
「指定施設サービス等に関する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第12号)
- 地域密着型介護老人福祉施設
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 短期入所生活介護
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)

夜勤職員の勤務条件

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護
「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)

夜勤職員の数や「見守り機器」等の定義

- 介護老人福祉施設、短期入所生活介護
「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(老企第40号 平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 地域密着型介護老人福祉施設
「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発0331005号 老振発0331005号 老老発0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

Q&A

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護
「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A」(Vol.1)(平成30年3月23日)、同(Vol.5)(平成30年7月4日)

夜勤職員配置加算(見守り機器を導入した場合)に関する規定 ①

夜勤職員配置加算の単位数

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号) (抄)

別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表

1 介護福祉施設サービス

イ・ロ (略)

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位	(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13単位
(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27単位	(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位
(5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	28単位	(6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16単位
(7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	33単位	(8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21単位

8～18 (略)

ハ～ラ (略)

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号) (抄)

別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ～ニ (略)

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	41単位	(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13単位
(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位	(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位
(5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	56単位	(6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	61単位
(7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	16単位	(8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21単位

8～18 (略)

ホ～中 (略)

夜勤職員配置加算(見守り機器を導入した場合)に関する規定 ②

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) (抄)

別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ・ロ (略)

注1～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注3を算定している場合は、算定しない。

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ) 13単位 (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 15単位 (4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ) 20単位

11～18 (略)

ハ～ト (略)

夜勤職員の勤務条件

○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) (抄)

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ (略)

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)～(Ⅳ)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 短期入所生活介護費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

夜勤職員配置加算(見守り機器を導入した場合)に関する規定 ③

- a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。
- b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- (3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (1)(一)及び(二)に該当するものであること。
 - (二) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置していること。
 - a 介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者(bにおいて「特定登録者」という。)及び同条第九項に規定する新特定登録者(cにおいて「新特定登録者」という。)を除く。)であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者
 - b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者
 - c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けている者
 - d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者
 - (三) (二)a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項に規定する登録をいう。)を、(二)dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)の登録(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項に規定する登録をいう。)を受けていること。
- (4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (2)(一)及び(二)に該当するものであること。
 - (二) (3)(二)及び(三)に該当するものであること。

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ (略)

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。
 - (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。
ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

夜勤職員配置加算(見守り機器を導入した場合)に関する規定 ④

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (1)(二)に掲げる基準に該当するものであること。

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (3)(二)に掲げる基準に該当するものであること。

(5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (1)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (2)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (3)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (4)(一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費を算定していること。

夜勤職員配置加算(見守り機器を導入した場合)に関する規定 ⑤

- (二) 入所定員が三十人以上五十人以下(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十一人以上五十人以下)であること。
- (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
 - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (略)
 - (二) 入所定員が五十一人以上(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十人又は五十一人以上)であること。
 - (三) (1)(三)に掲げる基準に該当するものであること。
- (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定していること。
 - (二) 入所定員が三十人以上五十人以下(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十一人以上五十人以下)であること。
 - (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
 - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- (4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (3)(一)に該当するものであること。
 - (二) 入所定員が五十一人以上(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあっては、三十人又は五十一人以上)であること。
 - (三) (3)(三)に掲げる基準に該当するものであること。
- (5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (1)(一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (2)(一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (3)(一)から(三)までに該当するものであること。

夜勤職員配置加算(見守り機器を導入した場合)に関する規定 ⑥

- (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (4)(一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

夜勤職員の数の算定方法、「見守り機器」の定義

○「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(老企第40号 平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

2 短期入所生活介護費

(1)～(11) (略)

(12) 夜勤職員配置加算について

- ① 夜勤を行う職員の数は、一日平均夜勤職員数とする。一日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。
- ② 指定介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設である指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要な夜勤職員の数を1以上(利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数の100分の15以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10分の9以上)上回って配置した場合に、加算を行う。
- ③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。
- ④ 夜勤職員基準第1号ハの「見守り機器」は、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、利用者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。

(13)～(21) (略)

5 介護福祉施設サービス

(1)～(7) (略)

(8) 夜勤職員配置加算について

- ① 夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの

夜勤職員配置加算(見守り機器を導入した場合)に関する規定 ⑦

時間を含めた連続する16 時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16 を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3 位以下は切り捨てるものとする。

- ② 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる夜勤職員の数を1 以上(入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数の100 分の15 以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10 分の9以上)上回って配置した場合に、加算を行う。
- ③ ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。
- ④ 夜勤職員基準第5号口の「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。

(9)～(37) (略)

○「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発0331005号 老振発0331005号 老老発0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知) (抄)

8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1)～(7) (略)

(8) 夜勤職員配置加算について

- ① 夜勤を行う職員の数は、一日平均夜勤職員数とする。一日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間t内(午後十時から翌日の午前五時までの時間を含めた連続する一六時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に一六を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第三位以下は切り捨てるものとする。
- ② 短期入所生活介護の事業所を併設している場合又は特別養護老人ホームの空床において短期入所生活介護を行っている場合にあっては、短期入所生活介護の利用者数と地域密着型介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を地域密着型介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる夜勤職員の数を1 以上(入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数の100 分の15 以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10 分の9以上)上回って配置した場合に、加算を行う。
- ③ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設にあては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。
- ④ 夜勤職員基準第4号ハの「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。

(9)～(38) (略)

夜勤職員配置加算（見守り機器を導入した場合）に関する規定 ⑧

夜勤職員配置加算に関するQ&A

○ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1） 平成30年3月23日

問88 最低基準を0.9人上回るとは、どのような換算をおこなうのか。

（答）

- ・月全体の総夜勤時間数の90%について、夜勤職員の最低基準を1以上上回れば足りるという趣旨の規定である。
- ・具体的には、1ヶ月30日、夜勤時間帯は一日16時間であるとする、合計480時間のうちの432時間において最低基準を1以上上回っていれば、夜勤職員配置加算を算定可能とする。なお、90%の計算において生じた小数点1位以下の端数は切り捨てる。

問89 入所者の15%以上設置ということだが、見守り機器を設置しているベッドが空床であってもよいのか。

（答）

空床は含めない。

問90 見守り機器は、どのようなものが該当するのか。

（答）

- ・個別の指定はなく、留意事項通知で定める機能を有するものが該当する。例えば、平成28年度補正予算「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」で実証を行った機器のほか、訪室回数の減少、介助時間の減少、ヒヤリハット・介護事故の減少等の効果が期待できる機器が該当する。
 - ・介護老人福祉施設等は、訪室回数や介助時間の減少等の実証効果を製造業者等に確認するとともに、少なくとも9週間以上見守り機器を活用し、導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会において、ヒヤリハット・介護事故が減少していることを確認し、必要な分析・検討等を行った上で、都道府県等に届出を行い、加算を算定すること。
 - ・なお、見守り機器をベッドに設置する際には、入所者のプライバシーに配慮する観点から、入所者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること。
- ※9週間については、少なくとも3週間毎にヒヤリハット・介護事故の状況を確認することとする。

○ 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.5） 平成30年7月4日

問3 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）の問87から問90に対する回答については、他のサービスにも同様の加算があるが、介護老人福祉施設のみ適用されるのか。

（答）

（前段略）

問88から90までの回答については、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護に適用される。